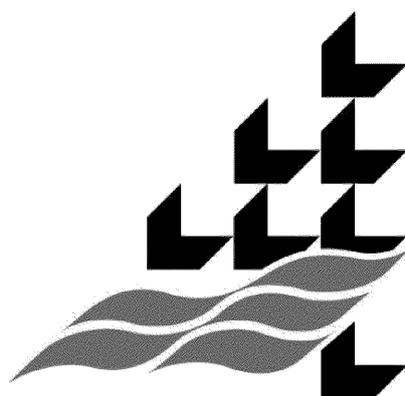


会 員 名 簿

令和7年12月現在



一般社団法人 福島県建築士事務所協会

〒960-8061 福島市五月町4-25
(福島県建設センター5階)
電話：024-521-4033
F A X：024-521-5087
<http://www.sekkei-f.jp/>

建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 一 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。
- 一 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽します。
- 一 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 一 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって職務を全うします。

平成20年5月

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

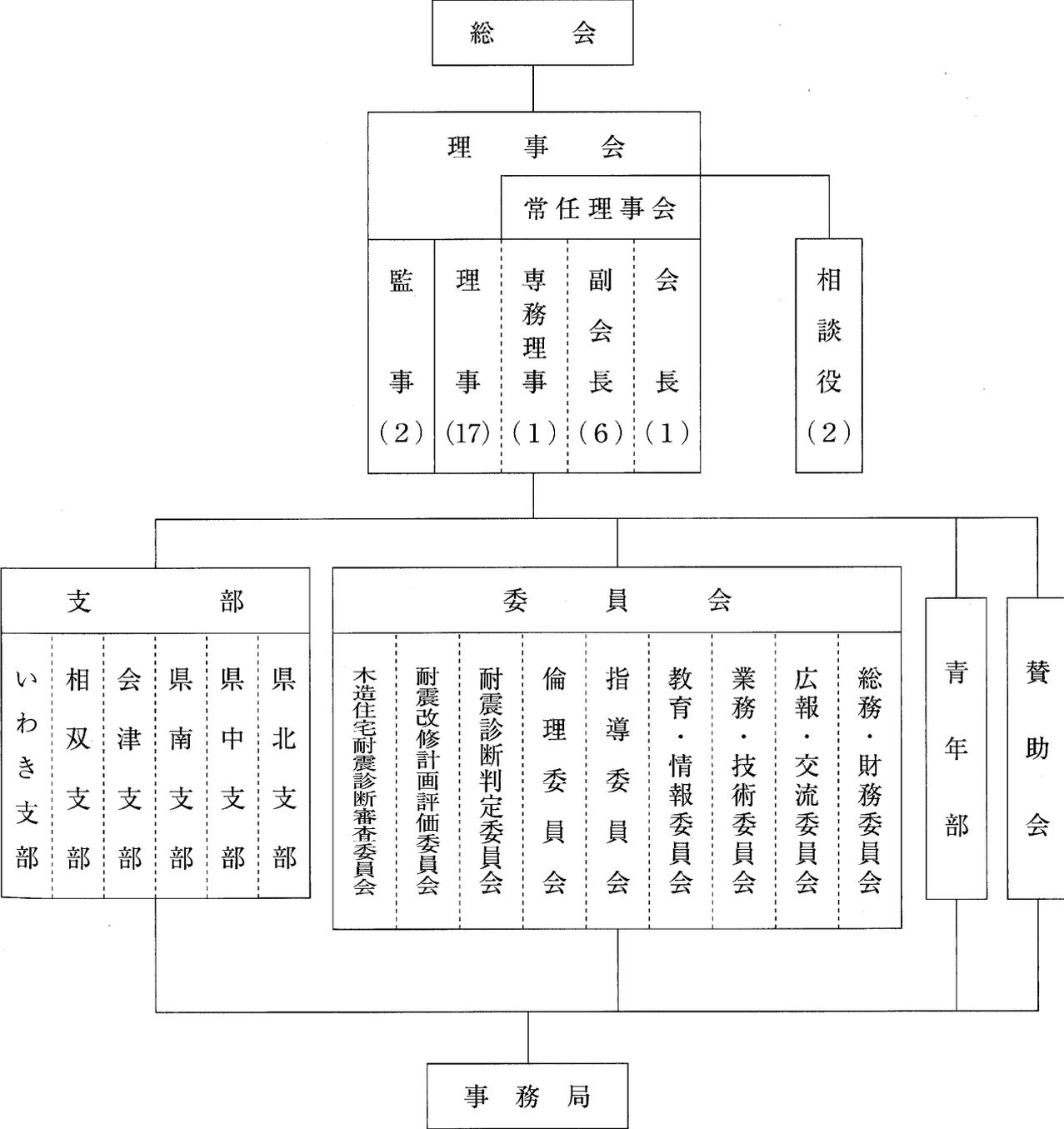
(一般社団法人福島県建築士事務所協会は、本憲章を誓約する建築士事務所を会員とする法定団体です。)

協会の沿革

昭和30年11月5日	福島市で協会設立準備会を開催
昭和30年12月16日	「福島県建築設計監理協会」の発足、事務局を会津若松市に置く 初代会長 佐藤春治 就任
昭和31年4月30日	福島県知事から社団法人の許可証交付
昭和35年7月13日	事務局を福島市に移転〔伊東建築設計事務所内に置く〕
昭和35年9月28日	二代会長 加藤長蔵 就任
昭和37年3月1日	三代会長 伊東秀廣 就任
昭和38年7月6日	全国事務所協会加入を決定
昭和42年10月18日	事務局が独立事務所(福島市早稲町)に移転
昭和43年3月27日	四代会長 春山新三 就任
昭和44年7月23日	全国事務所協会脱会を決定
昭和49年5月24日	五代会長 伊東光雄 就任
昭和50年5月10日	創立20周年記念式典
昭和50年9月30日	事務局を公社会館(福島市荒町)に移転
昭和51年3月3日	六代会長 佐々木敏雄 就任
昭和53年2月18日	七代会長 鈴木 昭 就任
昭和55年4月1日	(社)全国建築士事務所協会連合会に加入
昭和59年2月25日	八代会長 伊東雄一郎 就任
昭和60年11月27日	名称変更 社団法人福島県建築士事務所協会に改称
昭和62年9月29日	事務局を県技術センター(福島市中町)に移転
平成2年3月17日	九代会長 渡辺福雄 就任
平成2年3月17日	創立35周年記念式典
平成8年2月22日	十代会長 三瓶 頁 就任
平成10年3月28日	事務局をユナイテッドビル(現・みんゆうビル 福島市中町)に移転
平成12年3月10日	十一代会長 鈴木正彦 就任
平成13年3月23日	名称変更 社団法人福島県建築設計協会に改称
平成17年6月10日	創立50周年記念式典
平成18年8月30日	事務局を福島県建設センター(福島市五月町)に移転
平成19年5月24日	名称変更 社団法人 福島県建築士事務所協会に改称
平成19年10月16日	賛助会設立 初代会長 荻野誠市 就任
平成20年5月30日	十二代会長 田畑光三 就任
平成21年1月7日	建築士法第27条の2第5項に基づく法定団体の届け出
平成22年5月6日	指定事務所登録機関の指定
平成23年1月27日	青年部設立 初代部会長 河野 忠 就任
平成23年6月22日	賛助会 二代会長 田村哲朗 就任
平成24年7月6日	青年部 二代部会長 渡邊 平 就任
平成25年4月1日	一般社団法人へ移行
平成27年6月5日	青年部 三代部会長 山口 剛 就任
平成27年7月27日	賛助会 三代会長 大橋広明 就任
平成28年5月26日	十三代会長 渡邊 武 就任

平成 28 年 6 月 10 日	青年部 四代部会長 矢吹 大 就任
平成 30 年 5 月 18 日	青年部 五代部会長 深谷義人 就任
令和 1 年 10 月 4 日	第43回建築士事務所全国大会(福島大会)開催
令和 2 年 5 月 29 日	青年部 六代部会長 内山勇二 就任
令和 3 年 5 月 29 日	青年部 七代部会長 村上淳子 就任
令和 3 年 7 月 14 日	賛助会 四代会長 荻野誠也 就任
令和 4 年 5 月 27 日	十四代会長 安藤 正道 就任
令和 4 年 6 月 3 日	青年部 八代部会長 和泉健太郎 就任
令和 5 年 6 月 2 日	青年部 九代部会長 高橋 章 就任
令和 6 年 6 月 28 日	青年部 十代部会長 水上 剛 就任
令和 7 年 6 月 27 日	青年部 十一代部会長 邊見 啓明 就任

組 織 図



(一社)福島県建築士事務所協会 役員名簿

役職名	氏名	事務所名	〒	住所	電話
会長(常任理事)	安藤正道	(有)フォルム建築計画	960-8036	福島市新町2-11 クラフトビル201	024-529-5407
副会長(常任理事)	河野忠	(有)大野建築設計事務所	960-0112	福島市南矢野目字鼓原15-2	024-554-1108
副会長(常任理事)	濱尾博文	AUM(株)	963-8013	郡山市神明町17-23	024-939-2796
副会長(常任理事)	鈴木茂久	(株)鈴木建築設計事務所	961-0947	白河市一番町27-1	0248-23-3261
副会長(常任理事)	田中冬至夫	(株)共同設計	965-0871	会津若松市栄町8-35 ヴェルファーレ上六日201	0242-39-3960
副会長(常任理事)	玉川敬	玉川敬建築設計室	979-2173	南相馬市小高区小谷字龍ヶ迫10	0244-32-1250
副会長(常任理事)	平子恵俊	(株)永山建築設計事務所	973-8409	いわき市内郷御台境町鶴巻75-7	0246-26-4105
専務理事(常任理事)	新関永	(一社)福島県建築士事務所協会	960-8061	福島市五月町4-25	024-521-4033
理事	鈴木勇人	(株)ポーダレス総合計画事務所	960-8204	福島市岡部字高畑1	024-535-1166
理事	鈴木宏幸	(株)杜設計	960-8071	福島市東中央2-3-8	024-535-3361
理事	山内新一郎	(有)山内建築設計工房	960-8252	福島市御山字上谷地38-6	024-536-4950
理事	明石茂樹	(株)明石設計事務所	960-8253	福島市泉字熊野18-1	024-557-3907
理事	田畑建一	(株)田畑建築設計事務所	960-2261	福島市町庭坂字内町40-2	024-591-1533
理事	水上朗	(株)水上設計	963-0101	郡山市安積町日出山4-106	024-943-2290
理事	幕田宙晃	(株)共立建築設計事務所	963-8813	郡山市芳賀2-19-14	024-944-2278
理事	渡邊平	(有)渡邊武建築設計事務所	963-8021	郡山市桜木2-28-3	024-932-3627
理事	久保田哲誠	(株)清水公夫研究所	963-8862	郡山市菜根3-12-8	024-922-9334
理事	飛木佳奈	(株)土田建築設計事務所	962-0017	須賀川市西の内町74	0248-76-5965
理事	十文字孝	一級建築士事務所アトリエ楓	961-0004	白河市萱根北街道端69-1	0248-22-7824
理事	新井正人	(有)アルファ建築設計	965-0804	会津若松市花春町7-67	0242-26-5225
理事	佐藤有史	(有)佐藤建築設計事務所	965-0872	会津若松市東栄町9-17	0242-27-0614
理事	神谷健二	三輪建築設計事務所	979-0401	双葉郡広野町大字上北迫字岩沢1-96	0240-23-5489
理事	飯塚静栄	(有)寿設計	970-8045	いわき市郷ヶ丘1-33-3	0246-29-2355
理事	木下公生	(同)木下設計	970-0101	いわき市平下神谷字西大苗代40	0246-34-7262
理事	矢吹大	(株)邑建築事務所	970-1146	いわき市好間町榊小屋字小畑133-3	0246-36-3456
監事	星芳道	(有)サンミックス・システム堀井勝典研究所	963-8052	郡山市八山田7-42	024-939-6020
監事	酒井利美	(有)酒井設計	963-8005	郡山市清水台2丁目1-11-311	090-1496-8657

<事務局>

(一社)福島県建築士事務所協会 〒960-8061 福島市五月町4-25

電話:024-521-4033

FAX:024-521-5087

メールアドレス:info@sekkei-f.jp

総務・財務委員会名簿

支部	委員長 副委員長	理事	氏名	所属事務所名
担当副会長			河野 忠	(有)大野建築設計事務所
県北			内山 勇二	(株)小島建築設計事務所
県北			高橋 章	(有)桂建築設計事務所
県北			蛭川 礼二	ヒルカワ建築設計事務所
県北	委員長	※	鈴木 宏幸	(株)杜設計
県北			和田 聡史	(株)和田建築設計事務所
県中			遠藤 義和	(株)EN総合計画
県中			今泉健太郎	(株)香設計
県中			金田 岩光	金田建設(株)・IKE建築設計事務所
県中	副委員長	※	幕田 宙晃	(株)共立建築設計事務所
県南	副委員長		鈴木 孝幸	(株)鈴木伸幸建築事務所
会津			和泉健太郎	(有)和泉設計
会津			鈴木 光	(株)創ライフ研究室
相双	副委員長	※	神谷 健二	三輪建築設計事務所
いわき			遊佐 直樹	(有)嵐設計事務所
いわき			鈴木 清宣	宣建築設計事務所
事務局			新関 永	(一社)福島県建築士事務所協会

広報・交流委員会名簿

支部	委員長 副委員長	理事	氏名	所属事務所名
担当副会長			玉川 敬	玉川敬建築設計室
県北			高野 弘吉	(有)イガラシ建築設計室
県北			鈴木 幸司	菅野建設(株)設計事務所
県北	委員長	※	田畑 建一	(株)田畑建築設計事務所
県北			荻野 誠也	(株)オキノ
県北			石川 晃行	東北電力(株)福島支店
県中			今泉 雄二	(株)今泉設計
県中			石川 直哉	王子建設(株)
県中			酒井 直樹	(株)オオバ工務店一級建築士事務所
県中			宗像 正浩	(有)宗像建工匠
県中	副委員長	※	渡邊 平	(有)渡邊武建築設計事務所
県南	副委員長		邊見 啓明	(有)辺見設計
会津			酒井 利美	(有)酒井設計
会津			舟木 政一	什点建築設計事務所
相双		※	玉川 敬	玉川敬建築設計室
いわき			上遠野誠二	(同)設計事務所Surpass
いわき		※	矢吹 大	(株)邑建築事務所
事務局			新関 永	(一社)福島県建築士事務所協会

業務・技術委員会名簿

支部	委員長 副委員長	理事	氏名	所属事務所名
担当副会長・委員長			鈴木 茂久	(株)鈴木建築設計事務所
県北			安藤 正明	(株)安藤組建築設計事務所
県北			小坂 和也	(有)小坂建築設計工房
県北			佐藤 元彦	(有)湧設計
県北			大橋 広明	日東物産(株)
県北			永田 真治	(株)吉田産業福島支店
県中			池田 俊幸	(株)アーク
県中			藤倉 順	(株)ADS オルタナティブデザインスタジオ
県中	副委員長	※	飛木 佳奈	(株)土田建築設計事務所
県南	副委員長		深谷 義人	(株)深谷設計
会津			滑田 崇志	(株)はりゅうウッドスタジオ
会津			室井 浩一	(有)室井建築設計事務所
相双	副委員長		小林 貴幸	ZUTTOプロジェクトデザインワークス
いわき		※	木下 公生	(同)木下設計
いわき			酒井 晃	(有)酒井晃建築設計事務所
事務局			新関 永	(一社)福島県建築士事務所協会

教育・情報委員会名簿

支部	委員長 副委員長	理事	氏名	所属事務所名
担当副会長			平子 恵俊	(株)永山建築設計事務所
県北		※	明石 茂樹	(株)明石設計事務所
県北			佐藤 孝夫	(株)内田建築設計事務所
県北			菊地 進	(有)菊地設計
県北			阿部 良樹	西信建築設計事務所
県北			中山 武徳	(株)中山建築研究所
県中		※	久保田哲誠	(株)清水公夫研究所
県中			土屋 彩子	(有)柊設計
県中			伊藤 光栄	(株)山口建築設計事務所
県中			高村 卓	和気設計工房
県南	副委員長	※	十文字 孝	一級建築士事務所アトリエ楓
会津			大竹 義春	大竹設計事務所
会津			東條 竜也	TOJO設計工房
相双			鈴木 州治	鈴木工務店二級建築士事務所
いわき			新妻 邦仁	一級建築士事務所ハコプラスデザイン
いわき	委員長	※	飯塚 静栄	(有)寿設計
事務局			新関 永	(一社)福島県建築士事務所協会

指導委員会名簿

支部	委員長 副委員長	理事	氏名	所属事務所名
担当副会長			田中冬至夫	(株)共同設計
県北			廣澤 俊樹	広沢建築設計事務所
県北			武藤 健一	(有)武藤健一設計事務所
県北	副委員長	※	山内新一郎	(有)山内建築設計工房
県中			佐久間久尚	(有)尚建築設計
県中			千葉 直	優構造設計(株)
県南			河越 雅人	河越建築設計(株)
県南	副委員長		高間館康夫	三金興業(株)
会津	委員長	※	田中冬至夫	(株)共同設計
会津			吉田 誠一	(有)吉田建築計画事務所
相双			吉田 学	(株)タイズスタイル一級建築士事務所
相双			遠藤 一善	マルゼン建築設計室
いわき			小澤 洋平	Studio YO Architects
いわき		※	平子 恵俊	(株)永山建築設計事務所
事務局			新関 永	(一社)福島県建築士事務所協会

倫理委員会名簿

支部	委員長 副委員長	理事	氏名	所属事務所名
担当副会長			濱尾 博文	AUM(株)
県北		※	河野 忠	(有)大野建築設計事務所
県北	副委員長	※	鈴木 勇人	(株)ボーダレス総合計画事務所
県中		※	濱尾 博文	AUM(株)
県中	委員長		古川 弘	(有)古川弘建築設計室
県南		※	鈴木 茂久	(株)鈴木建築設計事務所
県南			齋藤 正明	(株)齋藤建築設計事務所
会津			菊地 和彦	(有)和構造設計事務所
会津		※	佐藤 有史	(有)佐藤建築設計事務所
相双			但野 廣	(株)中里工務店一級建築士事務所
相双			鹿股 亘	(株)ホームキャリア一級建築士事務所
いわき		※	平子 恵俊	(株)永山建築設計事務所
いわき			平田 茂	平田建築設計事務所
員外			菅野 晴隆	弁護士法人ブレインハート法律事務所
事務局			新関 永	(一社)福島県建築士事務所協会

耐震診断判定及び耐震改修計画評価委員会

支部名	委員長 副委員長	氏名	所属事務所名
学識経	委員長	前田 匡樹	東北大学大学院 工学研究科 教授
学識経	副委員長	浅里 和茂	日本大学工学部 建築学科 教授
学識経		阿部 良洋	東北工業大学 名誉教授
学識経		渋谷 純一	宮城工業高等専門学校 名誉教授
学識経		五十子 幸樹	東北大学 災害科学国際研究所 教授
県北		小嶋 裕一	(株)小島建築設計事務所
県北		菅野 俊光	菅野建築構造設計室
県北		佐久間 秀	佐久間秀一級建築士事務所
県北		田中 幸吉	(株)田中建築設計事務所
県中		飯田 厚	いわせ構造設計室
県中		濱尾 博文	AUM(株)
県中		佐藤 信一	佐藤構造設計事務所
県中		堀井 勝典	(有)サンミックス・システム堀井勝典研究所
県中		高野 正	高野構造設計室
県南	副委員長	高桑 正晴	(有)タック構造設計
会津		新井 正人	(有)アルファ建築設計
会津		菊地 和彦	(有)和構造設計事務所

木造住宅耐震診断審査委員会

支部名	委員長 副委員長	氏名	所属事務所名
県北	副委員長	高野 弘吉	(有)イガラシ建築設計室
県北		小野 紀章	おの建築設計事務所
県北		菅原 高志	(有)造建築事務所
県北		田中 幸吉	(株)田中建築設計事務所
県北	委員長	武藤 健一	(有)武藤健一設計事務所
県北		山内 新一郎	(有)山内建築設計工房
県中		高野 正	高野構造設計室
県中		古川 弘	(有)古川弘建築設計室
県南	副委員長	十文字 孝	一級建築士事務所 アトリエ楓
県南		河越 雅人	河越建築設計(株)
会津		加藤 栄一	(有)加藤建築設計事務所
会津		吉川 清志	吉川建築設計事務所
相双		荒 雅之	荒設計事務所
相双		遠藤 一善	マルゼン建築設計室
いわき		小澤 洋平	Studio YO Architects
いわき		鈴木 清宣	宣建築設計事務所

賛助会役員

役職名	支部名	氏名	所属事務所名
会長	県北	荻野 誠也	(株)オギノ
副会長	県北	赤津 克志	(株)中西製作所福島営業所
副会長	県中	小野塚 昇一	(株)オノツカ
副会長	県南	沼田 重一	高田産商(株)
副会長	いわき	田村 哲朗	田村建材(株)
幹事	県北	佐藤 史浩	(株)ACEエンジニアリング
幹事	県北	箱岩 偉	(有)テレサ
幹事	県北	渡部 博幸	東開クレテック(株)
幹事	県北	大橋 広明	日東物産(株)
幹事	県中	石塚 弘樹	(株)石塚防災商事
幹事	県中	宮川 伸一郎	(株)三條屋
幹事	県中	田母神 一吉	(有)テクノス
幹事	県中	吉田 朝男	メタルファンティック(株)
幹事	会津	柁屋 和久	(株)アークズ会津
幹事	相双	大亀 英雄	(株)太平洋テクノス
幹事	いわき	吉村 義和	いわきサッシ(株)
幹事	いわき	鈴木 謙司郎	(株)ダイテック
監事	県北	永田 真治	(株)吉田産業福島支店
監事	県北	田畑 建一	(株)田畑建築設計事務所

青年部

役職名	氏名	所属事務所名	所属支部
部会長	邊見 啓明	(有)辺見設計	県南支部
副部会長	鈴木 悠司	(株)内田建築設計事務所	県北支部
副部会長	濱尾 尚賢	AUM(株)	県中支部
副部会長	新井 広大	(有)アルファ建築設計	会津支部
副部会長	平田 稔	平田建築設計事務所	いわき支部
幹事	大和田 真生	(株)大丸工務店設計事務所	県北支部
幹事	水上 剛	(株)水上設計	県中支部
幹事	渡邊 謙	(株)斎藤建築設計事務所	県南支部
幹事	佐藤 佑哉	(有)北斗設計	会津支部
幹事	吉田 和貴	(有)嵐設計事務所	いわき支部

【正 会 員】

県 北 支 部 (7 1)

令和 7 年 12 月 1 日現在

支部長 河野 忠

<支部事務局>

〒960-8061 福島市五月町4-25

TEL 024-521-4033

FAX 024-521-5087

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
		会津建設(株)設計事務所	芳賀一夫	〒960-8073 福島市南中央3-2 ☎024-535-4440 FAX024-535-5955 info@aizukensetu.co.jp
理事	教育・情報	(株)明石設計事務所	明石茂樹	〒960-8253 福島市泉字熊野18-1 ☎024-557-3907 FAX024-558-6662 shigeki@akashiaa.co.jp
		アクア建築設計事務所(株)	佐藤武徳	〒969-1701 伊達郡国見町大字石母田字弁天沢41-5 ☎024-585-5779 FAX024-585-5779 taknori-sato@outlook.jp
		アルトプランルーム	鈴木深雪	〒960-8105 福島市仲間町3-26 ☎024-521-2710 FAX024-563-5008 alto_ki28@outlook.jp
	業務・技術	(株)安藤組建築設計事務所	安藤正明	〒960-8107 福島市浜田町3-28 ☎024-534-2325 FAX024-533-8303 andogumi@trust.ocn.ne.jp
		(有)イープランデザイン&コンストラクターズ	八百板仁	〒960-8071 福島市東中央3-23 ☎024-563-6150 FAX024-563-6150 e-plan.inc@outlook.com
		(有)イズミ設計事務所	國分寛樹	〒960-8231 福島市北原9-28 ☎024-536-3683 FAX024-536-3693 izumi_se@d1.dion.ne.jp
	広報・交流 木造耐震	(有)イガラシ建築設計室	高野弘吉	〒960-8141 福島市渡利字小久保46 ☎024-524-1064 FAX024-524-1084 a-iga@gaea.ocn.ne.jp
	教育・情報	(株)内田建築設計事務所	佐藤孝夫	〒960-8043 福島市中町9-22 ☎024-521-0365 FAX024-524-2264 arch-uchida@coral.plala.or.jp
		(株)ウンノハウス福島支店 一級建築士事務所	齋藤史浩	〒960-8165 福島市吉倉字前田25-5 ☎024-544-0333 FAX024-544-0334 wada-t@unnohouse.co.jp

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
		M. PLANNING 大槻設計事務所	大槻 幹 男	〒960-0102 福島市鎌田字御町15-4 ウィル福島第5ビル2階 ☎024-552-6012 FAX024-552-6013 m_plan@mtb.biglobe.ne.jp
副会長	総務・財務 倫理	(有) 大野建築設計事務所	河野 忠	〒960-0112 福島市南矢野目字鼓原15-2 ☎024-554-1108 FAX024-554-1158 adoffice.ohno@nifty.ne.jp
	総務・財務 判定・評価	(株) 小島建築設計事務所	小嶋 裕一 (内山勇二)	〒960-8251 福島市北沢又字稲荷中川原1 ☎024-558-3322 FAX024-557-4091 o183@mtc.biglobe.ne.jp
	木造耐震	おの建築設計事務所	小野 紀章	〒969-1627 伊達郡桑折町字諏訪40-22 ☎024-582-3004 FAX024-582-6335 info@koori-onosekkei.com
		(株) 柿沼工務店	柿沼 高志	〒960-8152 福島市鳥谷野字芝切60 ☎024-573-7199 FAX024-573-7198 kakinuma-k@citrus.ocn.ne.jp
	総務・財務	(有) 桂建築設計事務所	高橋 章	〒960-8228 福島市松山町136 ☎024-533-6228 FAX024-533-6230 katura-ksj@m8.dion.ne.jp
		加藤幸治建築研究所	加藤 幸治	〒960-8113 福島市旭町7-21 ☎024-533-7555 FAX024-533-7555 tono-k@sea.plala.or.jp
		(株) 亀岡工務店建築設計事務所	亀岡 政雄	〒960-2154 福島市佐倉下字前3番地 ☎024-593-1717 FAX024-505-4090 masaok@kameokakoumuten.jp
		亀谷建設(株)建築設計事務所	五十嵐 宏夫	〒960-8055 福島市野田町5-8-58 ☎024-535-3241 FAX024-535-3653 soumu@kameken.net
		(有) 川崎建築設計事務所	川崎 直竹	〒960-8154 福島市伏拝字沼ノ上2-164 ☎024-545-4959 FAX024-545-4994 take.kawasaki@nifty.com
	広報・交流	菅野建設(株)設計事務所	菅野 日出喜	〒960-8036 福島市新町6-33 ☎024-535-1311 FAX024-533-1077 kanken99@ruby.ocn.ne.jp
	判定・評価	菅野建築構造設計室	菅野 俊光	〒969-1781 伊達郡国見町大字内谷字五斗蒔2-3 ☎024-585-1163 FAX024-585-1173 t-kanno@kce.biglobe.ne.jp
		(株) カンノ住研二級建築設計事務所	菅野 良二 (羽田 真)	〒960-2261 福島市町庭坂字長林23-5 ☎024-591-4030 FAX024-591-4031 info@kannojuken.com

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
		(株) 菊田工務店	菊田良一 (菊田良将)	〒960-8165 福島市吉倉字万田10-4 ☎024-546-1442 FAX024-546-1594 kikuta@kikuta-koumuten.com
	教育・情報	(有) 菊地設計	菊地進	〒960-0116 福島市宮代字一本松91 ☎024-553-3065 FAX024-553-9609 kiks@dolphin.ocn.ne.jp
		(株) 黒澤工務店一級建築設計事務所	黒澤信之	〒960-8164 福島市八木田字中島152-4 ☎024-545-3356 FAX024-545-3357 n.kurosawa@kk-kurosawa.com
		工匠店(有) 八木沢	八木沢敬子	〒960-8253 福島市泉字宮内前9-27 ☎024-558-1821 FAX024-558-1878 takumi.yagisawa.38112@gmail.com
		光設計工房	渡辺敏光	〒960-1102 福島市永井川字光白9-7-103 ☎024-539-8411 FAX024-539-8416 koh_aa@kdt.biglobe.ne.jp
	業務・技術	(有) 小坂建築設計工房	小坂和也	〒960-8116 福島市春日町11-36 ☎024-535-3865 FAX024-535-3883 kosaka_arch@mve.biglobe.ne.jp
		(株) 古俣工務店建築設計事務所	古俣猛	〒960-8152 福島市鳥谷野字扇田1-1 ☎024-545-1211 FAX024-545-1210 soumu@komata-koumuten.co.jp
	判定・評価	佐久間秀一級建築士事務所	佐久間秀	〒960-2154 福島市佐倉下字笠ノ内北7-16 ☎024-539-7133 FAX024-539-5687 syuu@sea.plala.or.jp
		(有) 佐藤憲司建築設計事務所	佐藤憲司	〒960-8141 福島市渡利字番匠町114 ☎024-523-5003 FAX024-522-0851 hivanoie@taupe.plala.or.jp
		佐藤工業(株) 建築士事務所	八巻恵一 (松本光正)	〒960-8610 福島市泉字清水内1 ☎024-557-1166 FAX024-556-1061 m-matamoto@sato-kogyo.co.jp
		(株) 佐藤信博建築設計事務所	佐藤信博	〒960-8153 福島市黒岩字関根24-1 ☎024-545-5455 FAX024-545-5453 satonobu@galaxy.ocn.ne.jp
		(株) 宍戸工務店	宍戸章治	〒960-2261 福島市町庭坂字遠原218番地 ☎024-591-3351 FAX024-591-3350 mail@ssk-sisido.com
		(株) JUST DO IT	菅野真	〒960-8054 福島市三河北町2-8 CoCoMezon1B ☎024-563-1607 FAX024-563-1608 justdoit@email.plala.or.jp

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
		シン建築工房	石津 伸一	〒960-0607 伊達市保原町字十丁目14-1 ガーデンパレス保原406号 ☎024-576-3586 FAX024-573-6764 shin-kobo@nifty.com
		新広建設(株)建築設計室	渡辺 経夫	〒960-8135 福島市腰浜町4-30 ☎024-533-2516 FAX024-533-2519 info@shinkoukk.co.jp
	教育・情報	西信建築設計事務所	阿部 良樹	〒960-2154 福島市佐倉下字南浜田10-1 ☎024-593-0881 FAX024-593-0881 f-seishin.art@mbg.nifty.com
	木造耐震	(有)造建築事務所	菅原 高志	〒960-1101 福島市大森字竹ノ内前11-14 ☎024-546-1341 FAX024-546-0145 zou@zou-ken.com
		大丸工務店設計事務所	大和田 知昭	〒960-8055 福島市野田町4-3-20 ☎024-535-4529 FAX024-535-1822 postmaster@k-daimaru.co.jp
	判定・評価 木造耐震	(株)田中建築設計事務所	田中 宏幸	〒960-1108 福島市成川字成田口16-9 ☎024-545-1965 FAX024-545-1971 tanaka-sekkei@marble.ocn.ne.jp
理事	広報・交流	(株)田畑建築設計事務所	田畑 建一	〒960-2261 福島市町庭坂字内町40-2 ☎024-591-1533 FAX024-591-5128 k-tkaf@triton.ocn.ne.jp
		富樫建築設計事務所	富樫 康夫	〒960-8142 福島市小倉寺字中ノ内27-10 ☎024-522-6410 FAX024-522-6413 y-toga@tbz.t-com.ne.jp
	教育・情報	(株)中山建築研究所	中山 武徳	〒960-0786 伊達市梁川町字南本町109-3 ☎024-577-7312 FAX024-502-9073 n-arc@par.odn.ne.jp
		ニーズ一級建築士設計事務所	三瓶 浩徳	〒960-0103 福島市本内字南街道下1-1 ☎024-552-5831 FAX024-552-5834 tanabe@needs1997.co.jp
		NOB 設計工房	菅野 昌信	〒960-8204 福島市岡部字高畑16-2 ☎024-536-1140 FAX024-536-1158 nobnob@sweet.ocn.ne.jp
		(株)晃建設一級建築設計事務所	野地 大輔	〒960-8135 福島市腰浜町31-16 ☎024-535-3125 FAX024-535-3127 d-noji@fk-hikari.jp
		引地建築設計事務所	引地 勝則	〒960-0669 伊達市保原町字赤橋6-1 ☎024-575-0234 FAX024-575-0234 hado-0234@khaki.plala.or.jp

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
	総務・財務	ヒルカワ建築設計事務所	蛭川 礼二	〒960-8057 福島市笹木野字蜂久保13-8 ☎024-534-3347 FAX024-534-3354 hirukawa@f7.dion.ne.jp
	指導	広沢建築設計事務所	廣澤 俊樹	〒960-8157 福島市蓬莱町2-3-24 ☎024-548-0609 FAX024-548-0609 tytk4h@h3.dion.ne.jp
会長		(有) フォルム建築計画	安藤 正道	〒960-8036 福島市新町2-11 クラフトビル201 ☎024-529-5407 FAX024-529-5408 m-ando@form-p.com
		福島県建築設計協同組合	鈴木 宏幸	〒960-8043 福島市中町4-20 ☎024-522-0177 FAX024-522-0178 kyoudoukumiai@piano.ocn.ne.jp
		一般社団法人福島県設備設計事務所協会一級建築士事務所	國分 寛樹	〒960-8111 福島市五老内町2-10 アスカビル1階 ☎024-525-5830 FAX024-525-5831 fusetubi@k8.dion.ne.jp
		一般財団法人ふくしま市町村支援機構一級建築士事務所	遠藤 雄幸 (長島敏彦)	〒960-8043 福島市中町7-17 ☎024-522-5123 FAX024-522-3631 info2@fctc.or.jp
		(株) プランニング創設計	富田 賢一	〒960-8107 福島市浜田町3-17 アンビックスセブン・4F ☎024-529-6439 FAX024-529-5092 plan-sou@alto.ocn.ne.jp
		(有) ブレース建築設計	佐藤 勝男	〒960-8152 福島市鳥谷野字岩田35-1 オギノビル2階 ☎024-544-0755 FAX024-544-0780 crps@e-mail.jp
理事	倫理	(株) ボーダレス総合計画事務所	鈴木 勇人	〒960-8204 福島市岡部字高畑1 ☎024-535-1166 FAX024-535-5139 info-s@borderless-a.jp
		(有) 真島・建築設計事務所	真島 祐雄	〒969-1122 本宮市本宮字大町1-13 ☎0243-33-2865 FAX0243-33-2876 office@majimasekkei.com
		(株) 松浦建工所 松浦繁建築設計事務所	松浦 繁光	〒960-0653 伊達市保原町字泉町95-1 ☎024-575-5001 FAX024-575-5050 info@matsuura-kk.com
		松崎建設(株) 設計部	松崎 益一	〒960-0201 福島市飯坂町字湯沢24 ☎024-542-3767 FAX024-542-3770 matuzaki.kk@nifty.com
		(有) みさわ建築設計事務所	實沢 芳史	〒960-8204 福島市岡部字上条5-7 ☎024-535-8581 FAX024-535-8587 misawa-sk@ebony.plala.or.jp

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
	指導 木造耐震	(有) 武藤健一設計事務所	武藤 健一	〒960-8152 福島市鳥谷野字水汲田16-1 2F 103 ☎024-545-8760 FAX024-545-9156 mutoh-sekkei@agate.plala.or.jp
理事	総務・財務	(株) 杜設計	鈴木 宏幸	〒960-8071 福島市東中央2-3-8 ☎024-535-3361 FAX024-535-3363 suzuki@mori-sekkei.com
		(有) 八島企画設計	八島 一隆	〒960-8228 福島市松山町8-7 ☎024-536-3651 FAX024-536-3394 yks@yashimakikaku.jp
		安田建築士事務所	安田 常男	〒969-1149 本宮市本宮字万世206 ☎0243-33-1500 FAX0243-34-1725 ty-aoffi@soleil.ocn.ne.jp
理事	指導 木造耐震	(有) 山内建築設計工房	山内新一郎	〒960-8252 福島市御山字上谷地38-6 ☎024-536-4950 FAX024-526-3662 yamashin@opal.plala.or.jp
	業務・技術	(有) 湧設計	佐藤 元彦	〒960-8051 福島市曾根田町6-7 グリーンアカデミー2階 ☎024-573-8100 FAX024-573-8101 m-sato@you-sekkei.com
	総務・財務	(株) 和田建築設計事務所	和田 聡史	〒960-8204 福島市岡部字東町40-2 ☎024-563-3945 FAX024-563-3945 satoshi_wada_@hotmail.com
		渡辺一級建築士事務所	渡邊 良直	〒960-0102 福島市鎌田字樋懸14-4 ☎024-553-4670 FAX024-553-4715 wikj@muh.biglobe.ne.jp
		渡邊設計製作所	渡邊 毅	〒960-0669 伊達市保原町字赤橋115-2 ☎090-6221-0541 FAX024-502-3681 kaita29_watanabe@kjd.biglobe.ne.jp
				〒 ☎ FAX
				〒 ☎ FAX

県 中 支 部 (5 2)

令和7年12月1日現在

支部長 濱尾 博文

<支部事務局> 県中支部

〒963-8001 郡山市大町一丁目2番23号 KIK'Bビル W22 (西2階)

TEL/FAX 024-926-0175

E-mail:fkjk-k@ntio.or.jp

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
	業務・技術	(株) アーク	池田 俊幸	〒963-8841 郡山市山崎301-4 ☎024-938-4745 FAX024-939-0546 info@ark-co-ltd.com
		(株) アーバン設計	高橋 晃一	〒963-0201 郡山市大槻町字御前東46-26 ☎024-961-7500 FAX024-961-2411 t-kanno@urban-dc.co.jp
		アコルド設計事務所	柏原 広継	〒963-0201 郡山市大槻町二本木13-1 ☎024-961-4702 FAX024-961-4703 akordo@ams.odn.ne.jp
		(株) 旭設計事務所	武藤 憲雄	〒963-4312 田村市船引町船引字反田6-1 ☎0247-82-4689 FAX0247-82-4689 asahisekkei-mail@jupiter.ocn.ne.jp
		AS建築設計室	青木 一雄	〒963-8878 郡山市堤下町7-6 ☎024-925-4575 FAX024-925-2289 a.kazu@d5.dion.ne.jp
		(有) 阿部直人建築研究所	阿部 直人	〒963-0201 郡山市大槻町字天正垣20-7 ☎024-925-7616 FAX024-925-7620 abe@ab-as.com
	総務・財務	(株) EN総合計画	遠藤 義和	〒963-8013 郡山市明神町17-23 ENbuilding ☎024-954-3033 FAX024-954-3085 info@ensougou.com
	広報・交流	(株) 今泉設計	今泉 雄二	〒963-8026 郡山市並木3-6-11 アポロビル202号室 ☎024-983-7687 FAX024-924-1412 imaizumi@imaizumi-s.jp
	判定・評価	いわせ構造設計室	飯田 厚	〒962-0313 須賀川市北横田字石の花189 ☎0248-65-2563 FAX0248-65-2702 iwase-kozo@ac.auone-net.jp
		(株) エアコーポレーション	佐久間 宏一	〒963-0104 郡山市安積町南長久保2-27-1 ☎024-937-0041 FAX024-946-4101 sakuma@airco.jp

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
副会長	倫理 判定・評価	AUM (株)	濱尾 博文	〒963-8013 郡山市神明町17-23 ☎024-939-2796 FAX024-939-8759 hamao@aum.ne.jp
		(株) エスデー設計研究所	石井 久克	〒963-8875 郡山市池ノ台15-15 ☎024-938-2314 FAX024-938-2398 info@sd-labo.co.jp
	広報・交流	王子建設 (株)	石川 直哉	〒963-8026 郡山市並木5-5-38 ☎024-933-4153 FAX024-938-9853 nao@oji-k.co.jp
	広報・交流	(株) オオバ工務店一級建築 士事務所	大場 俊之 (酒井直樹)	〒963-8041 郡山市富田町字権現林3-4 ☎024-961-6500 FAX024-961-6501 n-sakai@oba21.com
		(株) 尾崎構造設計事務所	尾崎 真哉	〒963-0111 郡山市安積町荒井字大久保14-30 ☎024-953-7343 FAX024-953-7344 ozaki-kozo@mbe.nifty.com
	業務・技術	(株) ADS オルタナティブ デザイン スタジオ	藤倉 順	〒963-0205 郡山市堤3丁目136 小林ビル101 ☎024-952-6914 FAX024-953-7847 jun@ads-japan.com
	総務・財務	(株) 香設計	今泉 義明 (今泉健太郎)	〒963-8071 郡山市富久山町久保田字久保田100-1 ☎024-924-0005 FAX024-923-5487 kaga.art@orion.ocn.ne.jp
		陰山建設 (株)	陰山 正弘	〒963-8814 郡山市石湊町1-9 ☎024-944-1325 FAX024-944-0496 info@kageken.jp
		(株) 蔭山工務店一級建築士 事務所	蔭山 寿一	〒963-0725 郡山市田村町金屋字上川原286-12 ☎024-944-3622 FAX024-942-0088 inform@kageyama-koumuten.com
	総務・財務	金田建設 (株) IKE 建築設計事務所	金田 岩光	〒963-8852 郡山市台新2-21-13 ☎024-922-3995 FAX024-922-2251 somu@kaneta-const.co.jp
理事	総務・財務	(株) 共立建築設計事務所	幕田 宙晃	〒963-8813 郡山市芳賀2-19-14 ☎024-944-2278 FAX024-944-0310 info@kyouritu-inc.co.jp
		(有) 建築設計アトリエ・力	渡辺 力	〒963-8031 郡山市上亀田23-19 ☎024-961-2377 FAX024-961-0924 design@atelier-chikara.co.jp
		光建工業 (株)	高橋 孝行	〒963-8811 郡山市方八町二丁目13-9 ☎024-941-3200 FAX024-941-3737 koken-soumu@koken-kk.co.jp

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
		(株) 才造	宗形 秀明	〒963-8023 郡山市緑町1-8 NOVA白亜101号室 ☎024-991-0090 FAX024-991-0092 ----- munakata@saizo.co.jp
	判定・評価	佐藤構造設計事務所	佐藤 信一	〒962-0034 須賀川市一里垣16-1 ☎0248-75-0892 FAX0248-75-0991 ----- sato-sin@ht-net21.ne.jp
監事	判定・評価	(有) サンミックス・システム 堀井勝典研究所	星 芳道	〒963-8052 郡山市八山田7-42 ☎024-939-6020 FAX024-939-6021 ----- sun.mix@titan.ocn.ne.jp
		(株) 四季工房 四季工房一級建築士事務所	黒木 寿	〒963-0115 郡山市南2丁目84 ☎024-937-6351 FAX024-937-6341 ----- info@sikikobo.co.jp
理事	教育・情報	(株) 清水公夫研究所	清水 公夫 (久保田哲誠)	〒963-8862 郡山市菜根3-12-8 ☎024-922-9334 FAX024-922-9822 ----- info@shimizu-archi.com
		(有) 秀和建築設計事務所	桑名 和雄	〒963-0111 郡山市安積町荒井字下北井前1-5 ☎024-946-3505 FAX024-945-8510 ----- syuwa@eagle.ocn.ne.jp
		昭栄創建(株) 一級建築士事務所	横田 理	〒963-0107 郡山市安積2-351-1 ☎024-937-3335 FAX024-937-3353 ----- info@shouei-sk.com
		セキスイハイム東北(株) 郡山 一級建築士事務所	小林 謙一	〒963-8560 郡山市島2-50-15 三栄ビル ☎024-932-8160 FAX024-932-8601 ----- k.hashimoto@sekisui.com
		仙建工業(株) 福島支店一級建 築士事務所	狩野 安則	〒963-8801 郡山市向河原町4-1 ☎024-973-6831 FAX024-973-6849 ----- toshifumi-fujita@senkenkogyo.com
		(株) 綜企画設計福島支店	原 澄雄 (芳賀 宣則)	〒963-8001 郡山市大町2丁目12-13 ☎024-991-6150 FAX024-991-6151 ----- fukushima@soukikaku.co.jp
		大和ハウス工業(株) 福島支店 集合住宅一級建築士事務所	乾 敦史 (樋川 俊樹)	〒963-8026 郡山市並木一丁目5-19 ☎024-925-7009 FAX024-923-3838 ----- m305588@daiwahouse.jp
		大和リース(株) 福島支店一級 建築士事務所	北 哲弥	〒963-8026 郡山市並木一丁目5-19 ☎024-934-0810 FAX024-932-1851 ----- odaka@daiwalease.jp
	判定・評価 木造耐震	高野構造設計室	高野 正	〒963-8851 郡山市開成3丁目11番9号 ☎024-953-7831 FAX024-953-7835 ----- takano@coda.ocn.ne.jp

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
		(有) 田中建築企画室	田中 聖輝	〒963-7745 田村郡三春町字尼ヶ谷 2 1 ☎0247-62-2965 FAX0247-62-2975 tk_k3st@ybb.ne.jp
理事	業務・技術	(株) 土田建築設計事務所	飛木 佳奈	〒962-0017 須賀川市西の内町 7 4 ☎0248-76-5965 FAX0248-72-0669 kana@tsuchida-sekkei.co.jp
		(株) ティ・アール建築アトリエ	小林 速人	〒963-8835 郡山市小原田 3-5-9 ☎024-943-1365 FAX024-944-2850 info@traa.co.jp
		東北ミサワホーム (株) 福島支店 建築設計事務所	川邊進太郎	〒963-0115 郡山市南一丁目 8 2 ☎024-937-4111 FAX024-945-2330 Ryuuichi_Suzuki@home.misawa.co.jp
	指導	(有) 尚建築設計	佐久間 久尚	〒963-8852 郡山市台新 1-37-3 ☎024-933-8362 FAX024-933-8427 naoaa@js6.so-net.ne.jp
		八光建設 (株)	宗像 剛	〒963-8026 郡山市並木 2-1-3 ☎024-922-8553 FAX024-939-1052 sawazaki@hk-const.co.jp
	教育・情報	(有) 柁設計	土屋 彩子	〒963-0211 郡山市片平町字新蟻塚 110 番地の 15 ☎024-951-8798 FAX024-951-8990 spbk6cd9@air.ocn.ne.jp
		東日本ダイワ (株)	安藤 元二	〒963-8024 郡山市朝日 3-2-27 ☎024-933-6836 FAX024-933-6837 daiwa@hd-daiwa.co.jp
		福島県中央住宅生活協同組合	吉田 幸弘	〒963-8052 郡山市八山田 2-192-2 ☎024-924-1220 FAX024-924-1282 endo@f-seikyo.or.jp
	倫理 木造耐震	(有) 古川弘建築設計室	古川 弘	〒963-8831 郡山市七ツ池町 18-8 ☎024-925-5800 FAX024-925-5840 fharchi@if-n.ne.jp
理事		(株) 水上設計	水上 朗	〒963-0101 郡山市安積町日出山 4-106 ☎024-943-2290 FAX024-943-7230 mizukamisekkei@mbj.nifty.com
	広報・交流	(有) 宗像建工匠	宗像 正浩	〒963-8013 郡山市神明町 10-11 ☎024-922-1278 FAX024-922-6119 munazo@topaz.ocn.ne.jp
	教育・情報	(株) 山口建築設計事務所	吉田 優	〒963-8052 郡山市八山田 4-92 ☎024-932-5660 FAX024-932-5661 y5660@olive.ocn.ne.jp

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
	指導	優構造設計(株)	千葉 直	〒963-8071 郡山市富久山町久保田字南田29-5 ☎024-953-8312 FAX024-953-8313 yu-kozo@marble.ocn.ne.jp
	教育・情報	和気設計工房	高村 卓	〒963-8034 郡山市島1丁目17-18 ☎024-926-0800 FAX024-983-1430 shanti@pony.ocn.ne.jp
理事	広報・交流	(有) 渡邊武建築設計事務所	渡邊 平	〒963-8021 郡山市桜木2-28-3 ☎024-932-3627 FAX024-931-0696 taira_w@tc5.so-net.ne.jp
				〒 ☎ FAX

県南支部(13)

令和7年12月1日現在

支部長 鈴木 茂久

<支部事務局>一級建築士事務所アトリエ楓

〒961-0004 白河市萱根北街道端69-1

TEL 0248-22-7824

FAX 0248-22-7725

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
理事	教育・情報 木造耐震	一級建築士事務所アトリエ楓	十文字 孝	〒961-0004 白河市萱根北街道端69-1 ☎0248-22-7824 FAX0248-22-7725
				hoo@amber.plala.or.jp
	指導 木造耐震	河越建築設計(株)	河越 雅人	〒961-0907 白河市横町120-2 ☎0248-21-6616 FAX0248-21-6619
				kawagoe-design@world.ocn.ne.jp
	倫理	(株) 斎藤建築設計事務所	斎藤 正明	〒961-0942 白河市愛宕町25 ☎0248-23-2724 FAX0248-23-1838
				saitoh@peach.plala.or.jp
	指導	三金興業(株)	金子 善弥 (高間 益康夫)	〒961-0856 白河市新白河1-73 ☎0248-27-3211 FAX0248-27-3218
				info@sankinkk.co.jp
副会長	業務・技術 倫理	(株) 鈴木建築設計事務所	鈴木 茂久	〒961-0947 白河市一番町27-1 ☎0248-23-3261 FAX0248-23-3293
				main@suzuki-sekkei.co.jp
	総務・財務	(株) 鈴木伸幸建築事務所	鈴木 孝幸	〒961-0901 白河市明戸85-5 ☎0248-22-2188 FAX0248-22-2189
				nob-arcl@muse.ocn.ne.jp
		滝浪正光建築計画研究所	滝浪 正光	〒961-8031 西白河郡西郷村大字米字椋山80-62 ☎0248-48-1200 FAX0248-48-1320
				m_fallwave-architect@yahoo.co.jp
	判定・評価	(株) タック設計	高桑 正晴	〒969-0222 西白河郡矢吹町八幡町588-1 ☎0248-44-3546 FAX0248-44-4804
				tac@tac-kozo.com
	業務・技術	(株) 深谷設計	深谷 義明 (深谷 義人)	〒961-0905 白河市字本町67 ☎0248-22-5138 FAX0248-27-0588
				fukaya@plala.to
		藤田建設工業(株)一級建築士事務所	内藤 勇雄 (鈴木修一)	〒963-6131 東白川郡棚倉町大字棚倉字南町20 ☎0247-33-2281 FAX0247-33-6942
				shu-suzuki@fujitakk.net

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
	広報・交流	(有) 辺見設計	邊見啓明	〒961-0073 白河市字田町1 1 6 ☎0248-23-1788 FAX0248-23-1798 hemmi@d2.dion.ne.jp
		(株) 渡辺建築設計事務所	渡辺道直	〒961-0856 白河市新白河2-6 1 渡辺ハイツ2F-B ☎0248-22-7811 FAX0248-22-7812 watanabe_michinao@yahoo.co.jp
		渡辺工務店(有)一級建築士事務所	渡辺浩志	〒961-0021 白河市関辺松並2 2 - 2 2 ☎0248-22-7715 FAX0248-22-7732 watanabekoumuten-u@k2.dion.ne.jp
				〒 ☎ FAX

会 津 支 部 (2 7) 令和7年 10月 1日現在

支部長 田中 冬至夫

<支部事務局> (株) 山口設計

〒969-3121 耶麻郡猪苗代町字津金沢5 4

TEL 0242-62-4310

FAX 0242-62-4381

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
		会津土建(株)一級建築士事務所	菅家 忠洋	〒965-0873 会津若松市追手町5-36 ☎0242-26-4500 FAX0242-29-5911 info@adoken.co.jp
		(株)会津デザイン工房一級建築士事務所	桑名 誠	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字後原甲3468 ☎0241-64-5281 FAX0241-64-5282 info@aizu-design.com
		秋山ユアビス建設(株)一級建築士事務所	秋山 武義	〒965-0875 会津若松市米代1-4-30 ☎0242-27-3770 FAX0242-27-0428 hiroiti@aki-ken.co.jp
理事	判定・評価	(有)アルファ建築設計	新井 正人	〒965-0804 会津若松市花春町7-67 ☎0242-26-5225 FAX0242-26-5295 alpha.arai@nifty.com
	総務・財務	(有)和泉設計	和泉 健太郎	〒965-0053 会津若松市町北町大字上荒久田字石尻121 ☎0242-22-8196 FAX0242-22-1320 a.d-izumi@nifty.com
		1級建築士事務所 studio__taka	星 隆行	〒967-0631 南会津郡南会津町界字上田下987 ☎0241-73-2117 FAX0241-73-2278 info@hoshi5610.com
	教育・情報	大竹設計事務所	大竹 義春	〒969-6531 河沼郡会津坂下町字上口524-1 ☎0242-83-1080 FAX0242-82-4495 design24@coral.ocn.ne.jp
		(株)小沢鉄工所一級建築士事務所	小澤 広昭	〒966-0036 喜多方市字柳清水3394-6 ☎0241-22-2044 FAX0241-24-4636 k-ozawatekko@gray.plala.or.jp
	倫理 判定・評価	(有)和構造設計事務所	菊地 和彦	〒965-0011 会津若松市鶴賀町2-10 ☎0242-32-3939 FAX0242-22-3585 kazukozo@sky.plala.or.jp
	木造耐震	(有)加藤建築設計事務所	加藤 榮一	〒965-0818 会津若松市東千石2-4-17 ☎0242-26-8751 FAX0242-29-2616 ekt@s-katoh.co.jp

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
副会長	指導	(株) 共同設計	田中 冬至夫	〒965-0871 会津若松市栄町8-35 ヴェルファアーレ上六日201 ☎0242-39-3960 FAX0242-39-3961
				kyodo10@atlas.plala.or.jp
		小林構造設計事務所	小林 公行	〒969-3133 耶麻郡猪苗代町大字千代田字富永乙510 ☎0242-93-7775 FAX0242-93-7776
		(有) 小檜山建築設計事務所	小檜山 崇	〒966-0012 喜多方市関柴町下柴字小松1444 ☎0241-22-5083 FAX0241-24-2460
				kobiyamarchi@icloud.com
監事	広報・交流	(有) 酒井設計	酒井 美代子 (酒井利美)	〒963-8005 郡山市清水台2丁目1-11-311 ☎090-1496-8657 FAX050-3458-2505
				sadsupport@gmail.com
理事	倫理	(有) 佐藤建築設計事務所	佐藤 有史	〒965-0872 会津若松市東栄町9-17 ☎0242-27-0614 FAX0242-27-0615
				yushi@ruby.ocn.ne.jp
	広報・交流	什点建築設計事務所	舟木 政一	〒965-0011 会津若松市鶴賀町9-17 ☎0242-24-8128 FAX0242-23-7004
				funaki@coral.plala.or.jp
		(株) 白井設計	白井 武男	〒965-0872 会津若松市東栄町2-8 ☎0242-23-8840 FAX0242-23-8640
				hakubu@cocoa.ocn.ne.jp
	総務・財務	(株) 創ライフ研究室	五十嵐 智一	〒965-0024 会津若松市白虎町336番地 ☎0242-32-2285 FAX0242-32-2286
				solife@kind.ocn.ne.jp
	教育・情報	TOJO 設計工房	東條 竜也	〒966-0893 喜多方市字花園123 ☎0241-23-5626 FAX0241-23-5288
				to-ya.design@wine.ocn.ne.jp
	業務・技術	(株) はりゅうウッドスタジオ	滑田 崇志	〒967-0026 南会津郡南会津町針生字鳥井戸1186 (旧南岳荘) ☎0241-65-1001 FAX0241-65-1002
				info@haryu.co.jp
		(有) 北斗設計	佐藤 佑哉	〒965-0003 会津若松市一箕町八幡字墓料36-17 ☎0242-28-9119 FAX0242-28-9119
				satoyuya0318@me.com
		(有) 南建築設計事務所	目黒 康夫	〒968-0421 南会津郡只見町只見字上ノ原1689-4 ☎0241-82-2681 FAX0241-82-2691
				minami-a@agate.plala.or.jp
	業務・技術	(有) 室井建築設計事務所	室井 浩一	〒966-0066 喜多方市字宮西2541-12 ☎0241-22-0958 FAX0241-22-0918
				muro8857@khaki.plala.or.jp

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
		(株) 山口設計	山口 剛	〒969-3121 耶麻郡猪苗代町字津金沢5-4 ☎0242-62-4310 FAX0242-62-4381 ----- archi@yamaguchi.email.ne.jp
	木造耐震	吉川建築設計事務所	吉川清志	〒966-0086 喜多方市字西四ツ谷6-2 ☎0241-22-5937 FAX0241-22-5937 ----- kiyoshi.yk@feel.ocn.ne.jp
	指導	(有) 吉田建築計画事務所	吉田誠一	〒965-0012 会津若松市居合町1-1-50 ☎0242-25-2190 FAX0242-25-2109 ----- yoshidakeikaku@yahoo.co.jp
		渡部設計事務所	渡部有司	〒969-2752 耶麻郡猪苗代町蚕養字北谷地向甲1757-2 ☎0242-85-7168 FAX0242-85-7169 ----- wado@ia2.itkeeper.ne.jp
				〒 ☎ FAX

相 双 支 部 (2 5)

令和7年 10月 1日現在

支部長 玉川 敬

<支部事務局>一級建築士事務所ドムデザイン

〒975-0039 南相馬市原町区青葉町1-1

TEL 0244-22-1111

FAX 0244-23-4391

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
	木造耐震	荒設計事務所	荒 公 (荒 雅之)	〒976-0035 相馬市程田字藪内前112 ☎0244-35-4880 FAX0244-35-2487 alaplan@bb.soma.or.jp
		一級建築士事務所ドムデザイン	庄 司 岳 洋 (菅野量一)	〒975-0039 南相馬市原町区青葉町1-1 ☎0244-22-1111 FAX0244-23-4391 r_kanno@shojicon.co.jp
		オオシマ	大 島 広 明	〒302-0127 茨城県守谷市松ヶ丘4-5-30 ☎090-2029-0209 FAX0297-37-5022 info@oosima.jp
		大森設計	大 森 和 明	〒972-8301 いわき市草木台4-11-48 ☎090-8252-2413 FAX0246-38-3783 ftb3777@agate.plala.or.jp
		小野中村一級建築設計事務所	植 村 賢 二	〒976-0013 相馬市小泉字高池8番地の1 ☎0244-26-7821 FAX0244-26-7822 masaaki.sugawara@unicon-holdings.co.jp
		桂建設(株)建築士事務所	石 井 卓	〒979-1112 双葉郡富岡町中央1丁目92 ☎0240-22-2815 FAX0240-23-5817 hayashi@katsura-ken.com
		(株)紺野工務所一級建築士事務所	紺 野 祐 司	〒975-0006 南相馬市原町区橋本町4-6-4 ☎0244-24-2611 FAX0244-24-1724 k-yuji@ypost.plala.or.jp
		佐藤建業一級建築士事務所	佐 藤 哲 信	〒975-0073 南相馬市原町区北新田字広田170 ☎0244-22-7619 FAX0244-22-7768 info@sato-kengyo.jp
		三和建築設計事務所	三 瓶 洋 法	〒970-8047 いわき市中央台高久4-17-1 ☎0246-38-9889 FAX0246-38-9887 sanwasekkei1987@yahoo.co.jp
	教育・情報	鈴木工務店二級建築設計事務所	鈴 木 州 治	〒979-0604 双葉郡楡葉町北田字仏坊45-1 ☎0240-25-8456 FAX0240-25-8384 shuji-sat@outlook.jp

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
	業務・技術	ZUTTO プロジェクトデザインワークス	小林 貴 幸	〒979-2103 南相馬市小高区大井字松崎150 ☎0244-26-9985 FAX0244-26-9986 info@kobayashi-kengyo.jp
		関場建設(株) 一級建築士事務所	関場 直 隆 (羽賀隆広)	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-1 ☎0244-25-2525 FAX0244-25-2500 haga@sekiba.co.jp
		(株) 倉伸一級建築士事務所	遠藤 寛 和	〒979-1113 双葉郡富岡町曲田21番地 ☎0240-22-8055 FAX0240-22-8050 h-endou@so-sin.co.jp
	指導	(株) タイズスタイル一級建築士事務所	吉田 学	〒970-1144 いわき市好間工業団地1-16 ☎0246-84-7981 FAX0246-84-7982 manabu@ties-s.co.jp
		田中建設(株) 一級建築士事務所	木下 弘 行	〒970-8026 いわき市平字堂ノ前9 堂ノ前ビル2階 ☎0246-25-1005 FAX0246-25-1006 tkazuaki@c-tanaka.co.jp
副会長	広報・交流	玉川敬建築設計室	玉川 敬	〒979-2173 南相馬市小高区小谷字龍ヶ畑10 ☎0244-32-1250 FAX0244-32-1251 tama98@lares.dti.ne.jp
		T&C 建築工房一級建築士事務所	平本利通	〒975-0041 南相馬市下太田小原9-3 メゾン高千穂A101 ☎090-2795-4988 FAX なし t.hiramoto@tcken.co.jp
		東双ファシリティ&サービス (株) 一級建築士事務所	今井 義 人 (藤原鉄雄)	〒979-1308 双葉郡大熊町大字下野上字大野116-5 CREVA おおくま3F ☎0240-25-8333 FAX0240-25-8350 fujiwara.tetsuo@toso-fs.co.jp
		(株) トーヨー建設一級建築士事務所	岡田 吉 充 (小野文彦)	〒979-2702 相馬郡新地町谷地小屋字上ノ台52-2 ☎0244-36-7030 FAX0244-35-2181 info@toyo-web.net
	倫理	(株) 中里工務店一級建築士事務所	中里 徹 哉 (但野 廣)	〒979-2103 南相馬市小高区大井字深町48 ☎0244-44-3543 FAX0244-44-3658 soumu@nakazatok.jp
	倫理	(株) ホームキャリア一級建築士事務所	鹿股 亘	〒979-1151 双葉郡富岡町大字本岡字関ノ前193-5 ☎0240-22-6420 FAX0240-23-6344 kanomata@home-career.com
		松石建築設計事務所	松石 晃 喜	〒975-0016 南相馬市原町区仲町二丁目106 ☎090-4046-5359 FAX0244-23-6293 koki.8823@ec2.technowave.ne.jp
	指導 木造耐震	マルゼン建築設計室	遠藤 一 善	〒979-1161 双葉郡富岡町字夜の森北1-98-3 ☎0240-22-3369 FAX0240-22-8470 ichizen@mtg.biglobe.ne.jp

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
理事	総務・財務	三輪建築設計事務所	神谷 健二	〒979-0401 双葉郡広野町大字上北迫字岩沢1-9-6 ☎0240-23-5489 FAX0240-23-5499 ----- mhide@olive.ocn.ne.jp
		(資) 諸橋建設工業一級建築士事務所	諸橋 一通	〒979-0603 双葉郡檜葉町大字井出字木屋1-1-1 ☎0240-25-2013 FAX0240-25-2378 ----- morohashi@guitar.ocn.ne.jp
				〒 ☎ FAX -----

いわき支部(37)

令和7年12月1日現在

支部長 平子 恵俊

<支部事務局> (有) 寿設計

〒970-8045 いわき市郷ヶ丘1-33-3

TEL 0246-29-2355

FAX 0246-29-2356

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
		(株) Atelier Malm 一級建築士事務所	佐藤 良子 (佐藤 大)	〒972-8321 いわき市常磐湯本町三函242-9 ☎0246-88-8531 FAX0246-88-8532 kdsekkei@mac.com
	総務・財務	(有) 嵐設計事務所	遊佐 直樹	〒974-8261 いわき市植田町本町3-8-13 ☎0246-63-7489 FAX0246-63-7833 a-sekkei@y-arashi.com
	教育・情報	一級建築士事務所ハコプラスデザイン	新妻 邦仁	〒970-8036 いわき市平谷川瀬二丁目6-4 ☎0246-68-6846 FAX0246-68-6843 haco@haco-pd.com
		(有) いわき設備設計事務所	小柳 浩	〒973-8411 いわき市小島町2-6-5 ☎0246-27-1441 FAX0246-27-5378 JDV02362@nifty.com
		(有) いわき創合企画設計	村野 司津雄	〒971-8162 いわき市小名浜花畑町36-5 ☎0246-53-2900 FAX0246-53-2913 murano-ida@ninus.ocn.ne.jp
		(株) エコ・ビレッジ設計事務所	和田 桃介	〒971-8132 いわき市鹿島町下矢田字榎木内5-1 ☎0246-28-0112 FAX0246-28-0113 hara@eco-vnet.com
		(株) 加地和組一級建築士事務所	青木 弘	〒970-8646 いわき市平字小太郎町4-11 ☎0246-23-8261 FAX0246-23-8289 kj@kajiwa.co.jp
		(株) 蒲田産業一級建築士事務所	金成 通太	〒974-8232 いわき市錦町蒲田50 ☎0246-77-1790 FAX0246-77-2622 kamata.net@theia.ocn.ne.jp
理事	業務・技術	(同) 木下設計	木下 公生	〒970-0101 いわき市平下神谷字西大苗代40 ☎0246-34-7262 FAX0246-34-7262 archi-k-k-k@nifty.com
		(株) 工藤設計	工藤 正樹	〒973-8411 いわき市小島町2-9-14 ☎0246-84-6980 FAX0246-84-6981 info@e-kudou.com

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
		クレハ建設(株)一級建築士事務所	佐藤 通浩	〒974-8232 いわき市錦町綾ノ町1-6 ☎0246-64-8228 FAX0246-64-8250 masa-kobayashi@kureha-const.co.jp
理事	教育・情報	(有) 寿設計	飯塚 静栄	〒970-8045 いわき市郷ヶ丘1-33-3 ☎0246-29-2355 FAX0246-29-2356 ktbk-se@galaxy.ocn.ne.jp
	業務・技術	(有) 酒井晃建築設計事務所	酒井 晃	〒970-8045 いわき市郷ヶ丘2-88-1 ☎0246-28-2002 FAX0246-28-2009 sakaiakira@navy.plala.or.jp
		(株) 作山工務所 一級建築士事務所	作山 栄一	〒971-8161 いわき市小名浜諏訪町2-2-19 ☎0246-53-2019 FAX0246-53-2020 sakuyama@rose.ocn.ne.jp
		(株) サンアロープラン設計事務所	坂本 光治	〒971-8151 いわき市小名浜岡小名字反町1-0 ☎0246-92-3361 FAX0246-92-3362 casa@sunarrow-plan.co.jp
		(株) サン・ライン一級建築士事務所	高田 博章	〒970-8024 いわき市平北白土字穂積1-2 ☎0246-38-3539 FAX0246-38-3750 hi-takada@sunline.biz
		常磐開発(株) 建築士事務所	篠原 浩 (小泉知範)	〒972-8321 いわき市常磐湯本町辰ノ口1 ☎0246-72-1103 FAX0246-72-1145 t.koizumi@jobankaihatsu.co.jp
	指導 木造耐震	Studio Y0 Architects	小澤 洋平	〒971-8161 いわき市小名浜諏訪町2-0-1 ☎0246-51-6034 FAX0246-51-6034 iehuoyawazo@gmail.com
		セザコ建築構造設計事務所	藤田 淳一	〒971-8162 いわき市小名浜花畑町4-3-9 ☎0246-92-2406 FAX0246-53-6233 sezakojimusho@sepia.plala.or.jp
	広報・交流	(同) 設計事務所 Surpass	上遠野 誠二	〒971-8171 いわき市泉ヶ丘2-5-6 ☎0246-56-5484 FAX0246-56-5484 sekkei.surpass@gmail.com
	総務・財務 木造耐震	宣建築設計事務所	鈴木 清宣	〒970-8031 いわき市平中山字柳町3-2-1 ☎0246-21-1200 FAX0246-21-1295 senarchi@lime.ocn.ne.jp
		(株) 創建舎一級建築士事務所	伊藤 芳弘 (伊藤健一)	〒971-8146 いわき市鹿島町御代字九反田5-1-1 ☎0246-68-6111 FAX0246-80-2103 info@soukensya.co.jp
		(有) タカハシ設計	高橋 哲司	〒972-8325 いわき市常磐白鳥町壱丁田3-2-9 ☎0246-68-6652 FAX0246-43-1824 takahasisekkei@nifty.com

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
副会長	教育・情報 指導 倫理	(株) 永山建築設計事務所	平子 恵 俊	〒973-8409 いわき市内郷御台境町鶴巻75-7 ☎0246-26-4105 FAX0246-26-4104 nagayama-ken.071235chu@nifty.com
		(有) 日本興社 優建築設計事務所	鈴木 優	〒970-8034 いわき市平上荒川字長尾115-3 ☎0246-29-7880 FAX0246-29-7881 masasuzu@pearl.ocn.ne.jp
	倫理	平田建築設計事務所	平田 茂	〒970-8024 いわき市平北白土字鍛冶淵43 ☎0246-22-1069 FAX0246-22-1039 hirataken-5611@sand.ocn.ne.jp
		蛭田修二建築事務所	蛭田 修二	〒971-8163 いわき市小名浜中町境12-11 ☎0246-53-5815 FAX0246-54-5297 hiruta-archi@nifty.com
		福浜大一建設(株)建築士事務所	佐藤 毅 (高橋道広)	〒971-8101 いわき市小名浜字中原16-1 ☎0246-54-8111 FAX0246-54-8118 m.takahashi@fd-const.com
		堀江工業(株)一級建築士事務所	長谷川浩一 (安齋健治)	〒970-8026 いわき市平字尼子町60-1 ☎0246-23-2311 FAX0246-25-2550 kn-yu.toda@horiekk.co.jp
		本間建築設計事務所	本間 耕一	〒970-8032 いわき市平下荒川字諏訪下14-1 ☎0246-23-4705 FAX0246-23-4733 honmasekkei@ybb.ne.jp
		まちづくり工房(株)	檜山 延雄	〒972-8318 いわき市常磐関船町矢津29-35 ☎0246-72-1882 FAX 無し machi-kb@gamma.ocn.ne.jp
		(株) 松崎設計	櫛田 和隆	〒970-8026 いわき市平字新川町36-1 ☎0246-21-3431 FAX0246-21-3497 m3431@rose.ocn.ne.jp
		(株) 丸一工務店	小野 展照	〒970-0317 いわき市小名浜上神白字堀ノ内62-5 ☎0246-54-8256 FAX0246-54-8284 marul@poppy.ocn.ne.jp
		(株) 三崎組一級建築士事務所	太田 和夫	〒971-8101 いわき市小名浜字隼人214-3 ☎0246-53-2560 FAX0246-92-2176 info@misakigumi.com
理事	広報・交流	(株) 邑建築事務所	矢吹 大	〒970-1146 いわき市好間町榎小屋字小畑133-3 ☎0246-36-3456 FAX0246-36-3538 yu-yabuki@fsinet.or.jp
		渡邊建築設計事務所	渡邊 悦男	〒970-0101 いわき市平下神谷字御城106-14 ☎090-3124-9882 FAX 無し hanakatsumi-e1027@rainbow.plala.or.jp

役職	委員会	事務所名	会員名 (専任者)	連絡先
		(有) 藁谷アーキテクト	藁谷 保 (藁谷 重保)	〒971-8162 いわき市小名浜花畑町11-2 アルパビル2階 ☎0246-38-6672 FAX0246-38-6673 waragaiarchi@asahinet.jp
				〒 ☎ FAX

【賛助会員】

県北支部（74）

令和7年12月1日現在

役職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	アシスト（株）	大友 弘之	〒960-1108 福島市成川字仲ノ内10-1 ☎024-573-5151 FAX024-573-5155 iked@assist-z.com	総合警備業、一般土木建設、地盤改良ほか
	（株）アポロガス ほっとリビング	相良 元章	〒960-8251 福島市北沢又字上日行壇3-36 ☎024-573-1991 FAX024-573-1835 hotliving@apollo-group.co.jp	キッチン関連、LPガス、石油類、太陽光発電
	石井硝子（株）福島支店	松山 敏博	〒960-8153 福島市黒岩浅井61 ☎024-546-3251 FAX024-545-1033 fukushima@ishiiglass.co.jp	板硝子卸、硝子工事
	（株）イズミコン サルティング仙台営業所	小林 義幸	〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町1-4-1 藤崎芭蕉の辻ビルディング4階 ☎050-1752-1126 FAX022-261-6520 y-kobayashi@izmc.co.jp	建築環境事業、建築防災事業、IT事業
	（株）エイタック	内田 恵	〒960-0112 福島市南矢野目字鼓田13-7 ☎024-553-5533 FAX024-553-5819 info@eightac.com	内外壁改修工事、タイル改修工事、耐震補強等
	（株）A水技研	紺野 正雄	〒960-0112 福島市南矢野目字高田東1-1 ☎024-597-7311 FAX024-572-5911 a-suigiken1132@circus.ocn.ne.jp	浄化槽、上下水道工事、給排水衛生設備工事
幹事	（株）ACEエンジニアリング	三浦 康伸	〒960-0113 福島市北矢野目字成田小屋12 ☎024-554-5444 FAX024-554-6444 aceeng-fsato@ymail.plala.or.jp	耐震調査、非破壊検査、補修補強・改修の設計施工
	大槻電設工業（株）	大槻 博太	〒960-0102 福島市鎌田字御町13-7 ☎024-573-1651 FAX024-573-1652 soumu@otukidensetu.co.jp	電気設備工事、通信・消防設備工事
会長 広報・交流	（株）オギノ	荻野 誠也	〒960-8152 福島市鳥谷野字岩田35-1 ☎024-546-6700 FAX024-546-6500 seiya-ogino@ogino-co.net	鋼製建具・木製建具・家具
	関西ペイント販売（株）東北販売部	雨宮 和彦	〒984-0031 宮城県仙台市若林区六丁目字南97-3 東インター斎堂ビル7階 ☎022-287-3521 FAX022-287-3522 vkh20663@als.kansai.co.jp	汎用塗料及び塗料関連製品の製造・調色・加工・販売等
	協栄設備（株）	中野 久之	〒960-8056 福島市八島田字時田1-11 ☎024-558-2033 FAX024-558-2035 kyouei007@nifty.com	管工事・水道施設工事・土木一式工事
	（株）協和地質	平井 恭史郎	〒960-0112 福島市南矢野目字中屋敷51-1 ☎024-555-2600 FAX024-555-2666 kyowa_b@d2.dion.ne.jp	地質調査アスベスト

役職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	キング印刷(株)	伊東邦彦	〒960-1106 福島市下鳥渡字新町西6-1 ☎024-544-2121 FAX024-544-2255 kuni@king-p.co.jp	一般印刷、パッケージ印刷、 ホームページの制作、イベ ント企画・運営等
	(株) きんでん福 島営業所	西村 誠	〒963-8871 郡山市本町1-17-25 増子本町ビル4階 ☎024-923-5198 FAX024-923-5177 tohoku_fukushima@kinden.co.jp	電気設備工 事
	(株) クラシマ	倉島卓史	〒960-0113 福島市北矢野目字原田67-20 ☎024-552-2280 FAX024-552-2290 rootake@kurashima.co.jp	サッシ・ガラス・空 調機器・住宅設備機 器・太陽光発電
	黒沢建設(株) 仙 台営業所	松尾 彰	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-8-10 かいせいのせいのんビル3階 ☎022-262-8422 FAX022-262-8446 sendai@kurosawakensetu.co.jp	プレストレスト・コンク リート工事、プレキャスト・ コンクリート工事等
	広栄電設(株)	加藤裕司	〒960-0111 福島市丸子字東前4-1 ☎024-553-7121 FAX024-553-6636 kouei@fjs.dream.jp	電気設備工 事、消防・通 信設備工事
	コバックス(株)	小林仁一	〒960-8152 福島市鳥谷野字扇田29-1 ☎024-573-0181 FAX024-573-0185 fukusima@cobax-co.com	給排水・空調・浄 化槽管理・ソーラ ー設備・ガス設備
	(株) サンビルド	佐藤和之	〒960-2153 福島市庄野字辻屋敷1 ☎024-593-4531 FAX024-593-4663 kazuyuki.s@sunbuild.info	建設用資材レンタル 業・警備業・一般貨物 自動車運送事業
	三和シャッター工 業(株) 東北事業部 福島統括営業所	毛利達也	〒963-8043 郡山市名郷田2-14 ☎024-932-0046 FAX024-932-4869 mourita@sip.sanwa-ss.co.jp	シャッター・ 鋼製建具・間 仕切
	(株) システムハ ウスアールアン ドシー 東北支店	小山智由	〒983-0013 宮城県仙台市宮城野区中野4-1-29 ☎022-254-3191 FAX022-254-3192 koyama_t@sh-rc.co.jp	建築・建材・資材 工事全般・総合仮 設・総合建設業
	(株) シバテック	菅野 不二雄	〒960-0111 福島市丸子字漆方6-1 ☎024-554-5322 FAX024-554-5324 f-kanno@shibatec.co.jp	空調設備機器・ 厨房設備機器 施工、等
	(有) 白井木工所	白井 貴光	〒960-0674 福島県伊達市保原町字上野崎5-2 ☎024-576-3359 FAX024-575-1672 info@shirai-moku.jp	木製建具製造・木 製家具製造・木製 品加工及び施工
	(有) 白坂塗装店	白坂 裕	〒960-8252 福島市御山字東壁谷沢8 ☎024-553-4712 FAX024-553-4755 shirasakatoso@cotton.ocn.ne.jp	建築塗装業
	新栄重機建設工 業(株)	藤田 誠	〒020-0771 岩手県滝沢市大釜竹鼻56-2 ☎019-601-8715 FAX019-601-8716 sjk@shineijuki.jp	地盤改良工事、鋼 管杭工事、地中障 害物撤去工事他

役職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	(株) 鈴弥洋行	阿部 智洋	〒960-0101 福島市瀬上町東町1-1-3 ☎024-553-1175 FAX024-553-1060 t-abe@suzuyayoko.co.jp	家具工事(スチール家具・木製造家具)等
	誠信 GLOCAL (株)	福山 慎吾	〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-2-6 SNS 東日本橋ビル5F ☎03-6240-9634 FAX03-6240-9635 osaka-office@s-global.co.jp	礎工法、大臣認定工法(鋼管杭)、HU590材
	(株) ソーラーポスト	尾形 芳孝	〒960-8204 福島市岡部字大蔵5-2-3 ☎024-535-5741 FAX024-535-5731 hikari@solar-post.jp	太陽光発電システム及び蓄電池、オール電化製品
	第一 温調工業 (株)	本多 修一朗	〒960-0102 福島市鎌田字卸町1-5-1 ☎024-553-2100 FAX024-553-3683 dail@onchopublis.co.jp	管工事
	(株) ダイキアクシス郡山営業所	佐伯 昌紀	〒963-0118 郡山市安積北井2丁目309番地 ☎024-953-6590 FAX024-953-6591 m-saiki@daiki-axis.com	浄化槽、排水処理等
	大同トレーディング(株)	松浦 遼	〒960-8254 福島市南沢又字上野原1-8-22 ☎024-572-3850 FAX024-572-3851 r-ma@daido-td.co.jp	建築資材・土木資材・住宅設備機器・エクステリア資材等
	太陽工業(株) 東北支店	黒田 修司	〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋2-11-1 ☎022-227-1364 FAX022-266-9589 ks002293@mb.taiyokogyo.co.jp	膜構造、テナント倉庫、TMトラス
幹事	(有) テレサ	箱岩 偉	〒960-8253 福島市泉字清水内2-5-2 ☎024-558-6100 FAX024-558-6633 hakoiwa@telesa.jp	電話・LAN・監視カメラ工事、竣工清掃
幹事	東開クレテック(株)	三浦 康伸	〒960-0113 福島市北矢野目字成田小屋1-2 ☎024-553-5311 FAX024-553-7491 hiroyuki.watanabe@tokai-cretec.co.jp	建設業(土木・屋根・外壁・杭打工事他)
	東芝エレベータ(株) 東北支社	石田 竜治	〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号 ☎022-298-1084 FAX022-298-1091 hideaki7takahashi@glb.toshiba.co.jp	エレベーター、エスカレーター及びビル商材の販売等
	TOTO(株) 東北支社福島駐在所	稲垣 洋介	〒960-8164 福島市八木田字中島1-3-4-1 ☎0570-01-3301 FAX024-544-7173 yosuke.inagaki@jp.toto.com	衛生器具・住宅設備器具
	(一社) 東北再生可能エネルギー協会	鈴木 正彦	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1丁目4-25 シティタワー仙台703 ☎022-794-7040 FAX022-794-7041 Info-m@tohoku-r-energy.co.jp	再生可能エネルギーによる脱炭素社会への取組事業等
広報・交流	東北電力(株) 福島支店	山野辺 宏	〒963-8015 郡山市細沼町1-5 ☎070-8812-5088 FAX024-932-9880 tasaki.tetsuo.ef@tohoku-epco.co.jp	電気事業

役職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	東北藤吉工業 (株) 福島支店	戸羽基善	〒960-8163 福島市方木田字前白家8-17 ☎024-573-4621 FAX024-573-4655 fukushima@t-fujiyoshi.co.jp	医療排水・除 害処理施設、 各種浄化槽
	(株) トーシン	菅野将広	〒960-8074 福島市西中央二丁目103 ☎024-533-5456 FAX024-533-5470 toshin-tanaka@tiara.ocn.ne.jp	建設資材の販売と施 工、外装工事、固定柱 脚工事、建築基礎工事
副会長	(株) 中西製作所 福島営業所	赤津克志	〒960-8161 福島市郷野目字宝来町17-3 ☎024-544-3232 FAX024-544-3231 k-akatsu@nakanishi-mfg.com	業務用厨房 機器設計・ 施工・製造
	日綜産業(株)	佐伯一行	〒963-8877 郡山市堂前町6-7 郡山フコク生命ビル3F ☎024-936-4055 FAX024-932-0350 k-saeki@nisso-sangyo.co.jp	建設用仮設 機材
幹事 業務・技術	日東物産(株)	大橋広明	〒960-8162 福島市南町212 ☎024-546-2288 FAX024-545-5861 hiro_o@nittoh-b.co.jp	内装仕上げ 工事・防水工 事
	日本ドライケミ カル(株) 東北支 店福島営業所	高橋良	〒960-8201 福島市岡島字源氏山2-2 福島工業団地内 ☎024-531-9401 FAX024-531-9402 Ryo.Takahashi@ndc-group.co.jp	自動火災報知設備、 消防用設備(工事・ 保守点検・設計)
	(株) ハセガワー ク	近藤博	〒960-8163 福島市方木田字前白家9番地の9 ☎024-546-1381 FAX024-546-1395 h.kondo@hasegawaac.co.jp	看板・広告塔・ ネオン・LED 電光掲示板等
	(株) HEAT	遠藤利通	〒960-1241 福島市松川町市ノ沢13-1 ☎024-563-3473 FAX024-563-3474 m.ogata@heat0117.co.jp	仮設足場組立 解体、建築物・ 構築物解体等
	東日本テクノレ ッジ(株)	寺島英樹	〒960-0906 伊達市月舘町御代田字久保94番地5 ☎024-573-3720 FAX024-572-2550 tekunolodge@herb.ocn.ne.jp	既成杭・鋼管 杭・地盤改良 設計施工
	(株) 日立ビルシ ステム東日本支 社福島営業所	佐伯竜二	〒960-8031 福島市栄町6-1 ESTビル9F ☎024-523-2913 FAX024-523-2914 junya.sasaki.fn@hitachi.com	昇降機設備、 ビル管理シ ステム他
	福島ガス(株)	西形吉和	〒960-8066 福島市矢剣町4-35 ☎024-534-2176 FAX024-531-2097 eigyokikaku@f-gas.co.jp	都市ガス・LP ガス・住宅設備 機器・管工事業
	福島ツーリスト サービス(株)	福地重信	〒960-8252 福島市御山検田2番1号 ☎024-573-5081 FAX024-573-5082 fts00@fukushima-tourist.co.jp	旅行業、イベ ント関係、大 会企画
	福島ノーミ(株)	高橋和憲	〒960-8071 福島市東中央3丁目45-1 ☎024-528-4195 FAX024-528-4197 koori-ei@nohmi.co.jp	消防用設備、 弱電設備(工 事・保守点検)

役職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	(株) 福南電気	野地利彦	〒960-8152 福島市鳥谷野字中ノ内14 ☎024-546-1783 FAX024-546-1603 fne@proof.ocn.ne.jp	電気工事、消 防設備工事
	(株) 不二サッシ 東北郡山営業所	木村昇	〒963-8052 郡山市八山田一丁目2番地 ロイヤル八山田B棟 ☎024-901-3134 FAX024-901-3136 noboru-kimura@fujisash.net	金属製建具 工事
	藤村クレスト (株) 仙台営業所	草住光紀	〒983-0024 宮城県仙台市宮城野区鶴巻2丁目3-29 CITY鶴巻2階 ☎022-226-7790 FAX022-254-7455 kusazumi@fujimura.gr.jp	コンクリート製 品の製造販売等
	文化シャッター (株) 福島営業所	鈴木裕朗	〒960-0111 福島市丸子字町裏14-1 ☎024-552-5510 FAX024-554-1221 m_okazaki@mail.bunka-s.co.jp	シャッター・ パーティシ ョン・ドア
	ホーチキ(株) 福 島営業所	飯村 聡一郎	〒960-8041 福島市大町7-3 福島センタービル2階 ☎024-523-5950 FAX024-523-5952 siimura@hochiki.co.jp	火災報知設備、消火 設備、テレビ共聴設 備、放送設備等
	(株) 誉田	誉田 幸男	〒960-1406 伊達郡川俣町大字鶴沢字馬場10 ☎024-566-3535 FAX024-565-3908 bk@honda-inc.com	アルミサッシ、スチ ールサッシ、シャッ ター、金属屋根
	前田製管(株) 福 島支店	菅原 強	〒963-0531 郡山市日和田町高倉字杉下26-2 ☎024-958-3236 FAX024-958-3207 s631@maeta.co.jp	既成コンクリート 杭(材料、工事)等 の製造・販売
	丸とワーク(株)	安彦 浩之	〒960-0111 福島市丸子広町14-4 ☎024-553-1351 FAX024-553-1554 abiko@maruto-work.co.jp	内装・外装・ 屋根・木工事
	(株) マルホウ	日比 裕己	〒984-0032 宮城県仙台市若林区荒井1-19-5 ☎022-794-7798 FAX0120-004-287 yamagata@maruhou.co.jp	アスベスト除去工 事、下地処理工事、 超高压洗浄工事
	マルワビジネス (株)	小野 幸一	〒960-1102 福島市永井川字松木下94-1 1F ☎024-563-6958 FAX024-563-6164 ono@maruwa-b.co.jp	店舗内外装、 屋外広告物
	三谷セキサン (株) 東北支店	有賀 純平	〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町16-15 プライムゲート晩翠通り6階 ☎022-216-3450 FAX022-266-4789 yk-saito@m-sekisan.co.jp	コンクリート二次製品 事業、既製コンクリ ート杭の販売及び施工
	三菱電機(株) 福 島営業所	矢野 明	〒963-8002 郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル3階 ☎024-923-5624 FAX024-939-0822 Marukawa.Takashi@ce.MitsubishiElectric.co.jp	エレベーター・エ スカレーター・ビ ルシステム製品
	三菱電機ビルソリュ ーションズ(株) 北日 本支社福島支店	菅原 国博	〒963-8002 郡山市駅前2-11-1 ビッグアイ内 ☎024-922-8959 FAX024-934-3541 sugawara.kunihiro@meltec.co.jp	昇降機保守、 冷熱処理・部 品販売等

役 職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	ミライフ東日本 (株) 福島店	鈴木 仁 志	〒960-8252 福島市御山字中川原80-1 ☎024-563-5014 FAX024-563-5024 hitoshi-suzuki@sinanengroup.co.jp	燃料・住宅設 備機器他
	(株) ヤスタ創建	安 田 清 治	〒960-8076 福島市上野寺字東17-5 ☎024-528-6383 FAX024-531-6063 soumul@yasuta-souken.co.jp	とび土工・外構・鉄 骨・解体工事一式、 コンクリート工事
	(株) 山川印刷所	立 花 志 明	〒960-2153 福島市庄野字清水尻1-10 ☎024-593-2221 FAX024-593-5455 tachibana4@yamakawa-p.jp	一般印刷、W EB、動画制 作等
	(株) ユアテック 福島支社	佐 藤 暢	〒960-8580 福島市伏拝字沖35-1 ☎024-546-8141 FAX024-546-5972 takahashi.kimihiko.x51@yurtec.co.jp	総合設備工 事業
監事 業務・技術	(株) 吉田産業福 島支店	安 藤 嘉 昭	〒960-2101 福島市さくら2丁目1-1 ☎024-594-2511 FAX024-594-2515 s-nagata@yoshidasangyo.co.jp	建築・土木用 品全般、建築 土木工事
	(有) 吉田テック	吉 田 誠	〒969-1651 伊達郡桑折町大字万正寺字穴田4-10 ☎024-572-5560 FAX024-572-5561 ysdtec-inc@juno.ocn.ne.jp	電気設備工 事施工
	(株) READ BACK	新 井 康 悦	〒960-8107 福島市浜田町9-2 ☎024-563-5377 FAX024-521-3077 hashimoto@readback.jp	Webサイト・各 種デザイン・イベ ント・印刷等
	(株) リムーヴ	栗 原 崇	〒960-8011 福島市宮下町6-4 1階 ☎024-529-5666 FAX024-597-7980 info@remove-co.jp	屋外広告業
	(株) リンペイ	高 橋 正 樹	〒960-8163 福島市方木田字谷地18-1 ☎024-545-3511 FAX024-545-4171 k_hikichi@rinpei.co.jp	塗装工事、防 水工事、外断 熱通気層工法
	(株) ワイム福島 営業所	石 澤 進 介	〒960-8165 福島市吉倉字吉田119-1 ☎024-546-1321 FAX024-546-1322 fukushima@yamagatadenki.co.jp	高低圧配電盤、制 御盤、監視盤、計 装盤、分電盤
			〒 ☎ FAX	
			〒 ☎ FAX	

県 中 支 部 (5 6)

令和7年 10月 1日現在

役 職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	アイジー工業 (株)	大 場 進 一	〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-12-12 L.Biz仙台5F ☎022-292-5405 FAX022-292-5406 shinichi.ooba@igkogyo.co.jp	金属系外壁材、アイジーヴァンドシリーズ、アイジーサイディングシリーズ
	アキュテック (株) 福島営業所	山 川 高 史	〒963-0201 郡山市大槻町字北ノ林7-1 101号室 ☎024-954-7825 FAX024-954-7826 t-yamakawa@e-accutech.com	地盤改良工事、地盤調査・試験、土木工事
幹事	(株) 石塚防災商事	石 塚 弘 樹	〒963-8006 郡山市赤木町4-9 ☎024-935-0744 FAX024-935-3405 isidukabousai@ybb.ne.jp	総合防災設備販売・設計・施工・保守 (消火設備・警報設備・避難設備)
	(株) エイブル	堀 光 俊	〒963-0205 郡山市堤1-127 ☎024-951-8248 FAX024-952-8380 info@able-web.jp	アイFRPパネルシステム、3Dルーフ、フューチャーコート他
	(株) オカムラ 福島支店	水 谷 紀 彦	〒963-8005 郡山市清水台2丁目13-23 郡山第一ビル10階 ☎024-932-5081 FAX024-923-4845 norihiko_mizutani@okamura.co.jp	スチール家具全般の製造、販売等
副会長	(株) オノツカ	小野塚 真規	〒963-0107 郡山市安積3-200 ☎024-945-1393 FAX024-947-0266 shoichi@onotsuka.co.jp	構造用集成材製造・加工・施工・造作用集成材等
	兼松サステック (株) ジオテック事業部福島営業所	中 村 繁 栄	〒963-8862 郡山市菜根1丁目6-23 ☎024-901-0007 FAX024-900-8088 fukusima-gt@ksustech.co.jp	各種地盤改良工事、各種地盤調査及び沈下修正工事等
	元旦ビューティ工業 (株) 福島営業所	新 里 良	〒969-1104 本宮市荒井字諸子沢50 ☎0243-36-1616 FAX0243-36-1620 rsl260@gantan.co.jp	金属屋根太陽光発電製品・シート防水屋根材の製造販売等
	(株) 桐井製作所東北サポートセンター	小 林 亮 二	〒983-0001 宮城県仙台市宮城野区港1-1-17 ☎022-388-6880 FAX03-6888-6936 ryoji.kobayashi@kirii.co.jp	耐震天井、鋼製下地、乾式二重床、鋼製床、その他建材
	クマリフト (株) 郡山営業所	坪 田 幸 次	〒963-8835 郡山市小原田3-2-5 ☎024-941-3501 FAX024-943-3515 koriyama@kumalift.co.jp	コンパクトベアー (小荷物専用昇降機)、マルチベアー (人荷用エレベーター)
	(株) 蔵場	菊 池 亮 介	〒963-8811 郡山市方八町2-15-11 ☎024-944-1331 FAX024-944-9364 ryosuke_k@kuraba.co.jp	ヒルティ製品販売、専門工事業
	ケイミュー (株) 福島営業所	和 美 健	〒963-8041 郡山市富田町字稲川原45-1-2F ☎024-939-4778 FAX024-939-4779 atsuumi@kmew.co.jp	建材 (外壁材、屋根材、雨とい)

役職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	(株) 建築資料研究社 日建学院郡山校	原島 広 忠	〒963-8812 郡山市松木町2-88 イオンタウン郡山E棟2階 ☎024-941-1111 FAX024-941-1122 006803@mx1.ksknet.co.jp	建築・土木・不動産 関連資格学校の 運営等
	郡山エービーシー建材 (株)	田村 哲 朗	〒963-0547 郡山市喜久田町卸1丁目57-1 ☎024-959-6122 FAX024-959-6123 katsumi.owada@koriyama-abc.co.jp	(株) ABC 商会製 品の販売と施工
	コクヨ東北販売(株) 福 島支店	熊田 治	〒963-0547 郡山市喜久田町卸1丁目51-1 ☎024-959-6260 FAX024-959-6254 osamu_kumada@kokuyo.com	家具全般・OAフ ロアー工事・パー ティション工事
	小松ウオール工業(株) 福島支店	池下 朋 範	〒963-0551 郡山市喜久田町字権現林39-13 ☎024-926-0861 FAX024-959-6722 t.ikeshita.rs@komatsuwall.co.jp	間仕切全般
	(株) コンステック福島 営業所	伊藤 武	〒963-0101 郡山市安積町田出山2丁目292-3 パースランド安積 108号 ☎024-973-5656 FAX024-973-5626 ito-takeshi@cons-hd.co.jp	コンクリート構造 物の調査・診断業 務、補修・補強工事
	(有) 佐々木硝子	佐々木 徳幸	〒963-8051 郡山市富久山町八山田字東平作10-18 ☎024-933-0789 FAX024-933-0790 info@sasakiglass.com	ガラス工事業、建 具工事業、内装仕 上げ工事等
	(株) サムシング郡山支 店	小野寺 篤	〒963-0725 郡山市田村町金屋字孫右エ門平23 ☎024-941-0786 FAX024-941-0787 kooriyama-info@s-thing.co.jp	地盤調査・地盤改 良工事
	三協立山(株) 三協アル ミ社 東北支店 郡山営業 所	高橋 圭	〒963-8034 郡山市島1-21-27 ☎024-973-6085 FAX024-973-6087 kei-takahashi@st-grp.co.jp	ビル建材・住宅建材・ エクステリア建材の 開発・製造・販売
	三晃金属工業(株) 郡山 営業所	菅野 修 平	〒963-8017 郡山市長者3-4-1 武田ビル205号室 ☎024-924-0901 FAX024-924-0902 kanno.shuhei@snkk.jp	屋根工事業
幹事	(株) 三條屋	宮川 伸一朗	〒963-8032 郡山市下亀田10-8 ☎024-923-3811 FAX024-932-0906 shin-miyakawa@sanjoya.co.jp	インテリア資材(窓装 飾材、内装床材等)及び 住宅設備・建材の販売
	サンベース(株) 東北支 店	菅野 孝 三	〒963-8002 郡山市駅前2丁目10-16 三共郡山ビル南館3F ☎024-973-7076 FAX024-973-7078 tohoku@sanbase.co.jp	SB 工法鉄骨工事
	(株) 三洋工業東北シス テム 郡山営業所	三浦 功	〒963-0207 郡山市鳴神1-66 ☎024-961-3781 FAX024-961-3783 isa-miura@sanyo-industries.co.jp	スポーツ競技用 フロア・壁・天井 工事等
	ジャパンパイル(株) 南 東北営業所	平中 利 明	〒963-8014 郡山市虎丸町6-16 NK第2ビル5F C ☎024-931-4191 FAX024-931-4113 toshiaki_hiranaka@japanpile.co.jp	既製コンクリー ト杭等、最適基礎 の設計・施工

役職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	新協地水(株)	佐藤正基	〒963-1311 郡山市上伊豆島一丁目27番地 ☎024-973-6800 FAX024-973-6817 t-ono@sinkyotisui.co.jp	地質調査業・建設 コンサルタント、 土木工事業等、
	(株)総合資格 総合資格学院郡山校	西沢正夫	〒963-8014 郡山市虎丸町24-8 富士火災ビル1F ☎024-921-0041 FAX024-921-0191 koriyama@shikaku.co.jp	国家資格受験講座の開催、法人サポート事業等
	大建工業(株)東北支店 郡山営業所	鵜目桂輔	〒963-8017 郡山市長者3丁目4-1 武田ビル206号 ☎024-925-1400 FAX024-925-1404 unome-keisuke@daiken.co.jp	住宅・非住宅向けの内装建材
	大邦産業(株)	大内輝	〒963-0204 郡山市土瓜1丁目21 ☎024-951-1118 FAX024-952-3797 taihou@horae.dti.ne.jp	建築仕上工事(A B C 商会建材の 販売・施工)
	(株)太陽興産	藤田弘美	〒963-0547 郡山市喜久田町卸3-19 ☎024-959-2200 FAX024-959-3456 s-wakamatsu@taiyo-ks.co.jp	住ベシート防水・ 早川ゴム・プール 製品全般
	帝国器材(株)福島営業所	佐久間昭一	〒964-0202 二本松市針道字赤羽根29 ☎0243-66-2511 FAX0243-66-2512 sakuma@teikokukizai.co.jp	各種教育家具・造 作家具・地域産木 材利用家具等
幹事	(有)テクノス	田母神一吉	〒963-0207 郡山市鳴神2-109-2 ☎024-983-9955 FAX024-983-9966 toiawase@tens.co.jp	提案型による調査 診断、検査から補 修・補強設計・工事
	(株)テリーナテリーナ	佐藤成俊	〒963-8811 郡山市方八町2-5-16 NOVA 東口ビル317号 ☎024-953-5364 FAX050-6868-4950 mail@tereena.net	電気錠、入退室管理 システム、防犯カメ ラ、wifi 弱電工事
	藤寿産業(株)	西村義一	〒963-0725 郡山市田村町金屋字上川原286-12 ☎024-944-7550 FAX024-943-3878 info@toju.co.jp	集成材、CLT, LVB 等、大断面木造建 築システム等
	東北ポール(株)郡山営業所	和知与市	〒963-8025 郡山市桑野1-15-3 ☎024-922-0062 FAX024-933-6811 koriyama-ei@nccg.tohokupole.co.jp	コンクリートポー ル、CCボックス、コ ンクリートパイル
	戸部商事(株)郡山支店	鹿又博昭	〒963-8001 郡山市大町2-12-13 宝栄郡山ビル6階 ☎024-923-0311 FAX024-923-0312 kanomata@tobe-group.co.jp	三菱エレベーター・ エスカレーター・ビ ルシステム製品等
	(株)ナガワ 郡山営業所	関根卓	〒963-8043 郡山市名郷田1-33 ☎024-927-0355 FAX 無し 3225@nagawa.co.jp	ユニットハウスの 製造・販売・レンタ ル等
	ナブコシステム(株)郡山支店	寺嶋清晃	〒963-0117 郡山市安積町荒井二丁目245番地 ☎024-946-1725 FAX024-947-3505 k-terashima@nabcosystem.co.jp	自動ドア・ステン レス建具

役職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	ニチハ（株）郡山営業所	神田 雄造	〒963-8017 郡山市長者三丁目4-1 武田ビル2階 ☎024-938-2611 FAX024-938-2360 y-kouda@nichiha.co.jp	窯業系サイディング、金属サイディング等
	日成ビルド工業（株）郡山支店	中野 孝昭	〒963-0115 郡山市南2-139 ☎024-947-5780 FAX024-947-5790 t.nakano@nisseibuild.co.jp	システム建築、立体駐車場の設計・施工
	根本石油（株）	根本 一男	〒969-0206 西白河郡矢吹町赤沢876番地 ☎0248-42-3901 FAX0248-21-9010 maruichi-yabuki05@f-web.co.jp	車輛・暖房用燃料油、プロパンガス及び関連機器販売
	（株）白鳳社	清水 進一郎	〒963-8871 郡山市本町2-17-5 ☎024-932-1544 FAX024-932-1545 info@hakuhousya.co.jp	総合建設業
	パナソニックハウジングソリューションズ（株）東北支社南東北営業部福島営業所	片岡 功次	〒963-8041 郡山市富田町字稲川原45-1-2F ☎050-3066-7054 FAX050-1796-0884 kataoka.kouji@jp.panasonic.com	住設建材設備商品及び関連部材販売
	福井コンピュータアーキテクト（株）北日本営業所	大河原 克幸	〒983-0864 宮城県仙台市宮城野区名掛丁205-1 広瀬通り SEビル2階 ☎022-762-8112 FAX022-762-8113 ohkawara.k@fcgr.jp	建築専用CAD・BIMソフト等の販売
	福島アイホー調理機（株）	渡邊 秀忠	〒963-8052 郡山市八山田4-94 ☎024-934-6886 FAX024-934-8941 info@f-aiho.co.jp	業務用厨房機器（コンビオープン、洗浄機他）
	（有）福島基礎	鈴木 功一	〒963-8824 郡山市字道場51-8 ☎024-943-3700 FAX024-943-1321 suzuki@fukushimakiso.co.jp	杭打ち工事一式
	（株）福島地下開発	須藤 明徳	〒963-0725 郡山市田村町金屋字新家110番地 ☎024-943-2298 FAX024-943-3453 sudou@ftk-44.jp	サウディング、地質調査、土壌汚染調査、赤外線劣化診断等
	福島防水（株）	蜂谷 雅俊	〒963-0547 郡山市喜久田町卸2丁目26-1 ☎024-963-1230 FAX024-963-1239 info@fukubou.co.jp	防水工事業
	フルテック（株）郡山支店	脇谷 公勝	〒963-8025 郡山市桑野4-7-8 ☎024-923-5252 FAX024-923-5263 wakiya@fulltech1963.com	自動ドア装置、ステンレスサッシ、喫煙所システム等
	ホシザキ東北（株）	古神 和也	〒963-8033 郡山市亀田1-51-15 ☎024-901-0080 FAX024-901-0082 Yokosawa-ken@hoshizaki.co.jp	業務用厨房設計施工、冷蔵冷凍設備設計施工等
	丸三（株）	三部 真弘	〒963-0547 郡山市喜久田町御1-71-1 ☎024-959-6338 FAX024-959-6337 sanbe@marusan-3kk.co.jp	抗ウイルス家具、電子黒板、公共施設家具工事等

役 職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
幹事	メタルファンテック(株)	只 野 準	〒963-0118 郡山市安積北井一丁目47 ☎024-937-2113 FAX024-947-1830 yoshida@mftk.jp	建築工事業、板金工 事業、ガラス工事業、 建具工事業等
	(株)吉田設備	吉 田 伸 司	〒969-1403 二本松市渋川字二本柳33-1 ☎0243-54-2933 FAX0243-54-2935 sy@yoshida-setubi.co.jp	地盤調査、ボーリ ング調査、地盤改 良等
	吉野石膏(株)郡山営業 所	坂 正 信	〒963-8002 郡山市駅前2-12-2 日本生命郡山駅前ビル3階 ☎024-934-9310 FAX024-934-9311 kooriyama@yoshino-gypsum.jp	建築材料、石こう ボード製品の製 造販売
	(株) L I X I Lビル東 北支店南東北営業所福島 営業課	志 村 崇	〒963-8071 郡山市富久山町久保田伊賀河原7 ☎024-927-0880 FAX024-935-3153 takashi.shimura@lixil.com	ビル用サッシ・鋼 製建具全般・水廻 り商品・タイル
	YKKAP(株)東北支 社南東北支店郡山営業所	高 沢 義 孝	〒963-0107 郡山市安積1丁目80-1 ☎024-945-4176 FAX024-945-8441 yos_takahashi@ykkap.co.jp	アルミ製建具(住 宅用・ビル用)、鋼 製建具等
			〒 ☎ FAX	

県南支部(4)

令和7年10月1日現在

役職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	(株) 兼子組	兼子 聡	〒961-0993 白河市中山南5-50 ☎0248-22-3277 FAX0248-22-8769 daihyo@k-kaneko.co.jp	総合建設業(土木 工事業、建築工事 業他)
	白河協同建設(株)	相馬 修一	〒961-8061 西白河郡西郷村大字小田倉字中庄司4-7 ☎0248-25-1246 FAX0248-25-1370 knsoma@email.plala.or.jp	生コンクリート 販売(建協生コン 販売代理店)等
副会長	高田産商(株)	沼田 重一	〒961-0831 白河市老久保126-1 ☎0248-27-8800 FAX0248-27-3697 tds@tds-takada.co.jp	総合建設資材卸売 及び専門工事業(鉄 骨・屋根・内外装他)
	(有) 天王重機	山本 健一	〒435-0052 静岡県浜松市東区天王町755-5 ☎053-421-8766 FAX053-421-8722 takai@tjinc.jp	建設業
			〒 ☎ FAX	

会 津 支 部 (4)

令和7年10月1日現在

役 職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
幹事	(株) アークズ会津	梶 屋 和 久	〒965-0817 会津若松市千石町4番50号 ☎0242-28-4111 FAX0242-27-5441 salesdv@acws.jp	空気調和、給排水衛生、上下水道、ガス、消火、電気等
	(株) 目黒工業商会	目 黒 健 之	〒965-0816 会津若松市南千石町1番54号 ☎0242-27-3344 FAX0242-28-6655 mikio-kmeguro@if-n.ne.jp	電気設備工事・電気通信工事(情報通信)等
	(株) 森口電気商会	森 口 真 人	〒969-2661 耶麻郡猪苗代町大字三郷字三郷549 ☎0242-23-8701 FAX0242-23-8702 moriguchidenki@dream.com	電気設備工事、通信・消防施設工事・工事
	八ッ橋設備(株)	八ッ橋 善朗	〒965-0008 会津若松市桧町2-3 ☎0242-27-3925 FAX0242-27-3681 toomiya@yatsuhashi-setsubi.co.jp	空気調和、給排水衛生、上下水道、ガス、消火、電気等
			〒 ☎ FAX	

相 双 支 部 (2)

令和6年10月1日現在

役 職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	斎藤運輸工業 (株)	齋 藤 達 夫	〒960-1401 伊達郡川俣町飯坂字の板田19-1 ☎024-538-0381 FAX024-565-5370 info@saitounyu.co.jp	建築構造物解体 業・産業廃棄物処 理業
幹事	(株) 太平洋テクノス	大 亀 英 樹	〒979-2463 南相馬市鹿島区栢窪字東畑83 ☎0244-67-5322 FAX0244-67-5323 t.tekunosu@vesta.ocn.ne.jp	建築・土木資材 販、各種基礎工事 設計施工
			〒 ☎ FAX	

いわき支部(19)

令和7年10月1日現在

役職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	(株) 荒川材木店	荒川 仁 弥	〒979-0142 いわき市勿来町酒井北境1番地 ☎0246-65-7775 FAX0246-65-7776 arakawa.dousaku@royal.ocn.ne.jp	木材、製材業 杉KD平角、柱、 桧土台
	(株) いわきコピーセンター	武藤 理	〒970-8036 いわき市平谷川瀬3-5-2 ☎0246-24-2371 FAX0246-22-2638 icc@iwakicopy.co.jp	文具・事務用品・ 事務機器・オフ イス家具等
幹事	いわきサッシ(株)	吉村 義和	〒970-8024 いわき市平北白土字三倉38-1 ☎0246-23-2365 FAX0246-23-2973 iwaki-sash@bz01.plala.or.jp	アルミ製建具、ス チール製建具、ス テンレス製建具等
	北関東空調工業(株)	有賀 行秀	〒970-8026 いわき市平字柳町3 ☎0246-25-7111 FAX0246-25-7117 honsha@kitakantokucho.co.jp	管工事業、水道 施設工事業、消 防施設工事業等
	共栄(株)	加賀屋 正之	〒973-8411 いわき市小島町2-3-6 ☎0246-27-3300 FAX0246-27-3149 hisa@kyouei-kk.com	建設資材全般、省 エネ診断、再生可 能エネルギー
	グラフィソフトジャパン(株)	前田 和弘	〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂ノアビル4階 ☎03-4540-1150 FAX 無し association@graphisoft.co.jp	BIM ソフトウエ ア開発・販売・サ ポート
	三共設備(株)	松原 兼一	〒972-8325 いわき市常磐白鳥町壺丁2-1 ☎0246-43-2381 FAX0246-43-2384 k-matsubara@sankyosezbi.co.jp	管工事業、水道設備工事業、消防 設備工事業、土木工事業、機械器 具設置工事業、電気工事業
	シオヤ産業(株)	小野 行彦	〒971-8101 いわき市小名浜字芳浜11番60 ☎0246-53-3700 FAX0246-53-3701 y_ono@shioyasangyo.jp	鉄骨工事・システ ム建築施工・住設 ユニット等
	新技術工営(株)	稲垣 正美	〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-28-3 Nビル4階 ☎03-5846-9981 FAX03-5846-9982 s.chiba@alpha-sgk.co.jp	地盤改良工事(エ ポコラム工法・GI コラム工法)
幹事	(株) ダイテック	鈴木 謙司郎	〒979-3115 いわき市小川町下小川字広畑167 ☎0246-83-2525 FAX0246-83-1978 daitec@atlas.plala.or.jp	中大規模木構造 フレーム工事
副会長	田村建材(株)	田村 哲朗	〒973-8403 いわき市内郷綴町金谷1-7 ☎0246-26-3121 FAX0246-26-1331 soumu@tamurakenzai.co.jp	各種専門工事(屋根・ 外壁・防水等)、建築・ 土木資材の販売
	東建エンジニアリング(株)	高橋 賢一	〒972-8311 いわき市常磐水野谷町千代鶴182 ☎0246-44-4120 FAX0246-44-6328 iwaki@tohken.net	杭工事、内外装 工事、屋根工事

役職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	(株) 西尾技建 関東支店	西尾 嘉文	〒111-0053 東京都台東区浅草橋一丁目12-3 浅草橋KSビル4階 ☎03-5823-4098 FAX03-5823-4099 terada@nishiogiken.co.jp	地盤改良 (ウルトラコラム等)、杭 (旭化成建材代理店)、地盤調査等
	根本通商 (株)	根本 克頼	〒979-0146 いわき市勿来町関田堀切77番地 ☎0246-65-2123 FAX0246-65-2138 nemoto2121@nemoto-group.co.jp	セメント、生コンクリート、セメント二次製品等
	富士機材 (株) いわき支店	仲野 真一	〒972-8316 いわき市常磐西郷町銭田107-15 ☎0246-72-1571 FAX0246-72-1572 k-takahira@fujikizai-g.co.jp	住宅資材、水道資材
	三浦電気工事 (株)	三浦 光博	〒970-1153 いわき市好間町上好間字上野原188 ☎0246-47-0111 FAX0246-47-0117 h-takaara@me-e.co.jp	電気・計装・設備工事設計施工、電気通信設備設計施工
	大和電設工業 (株)	松崎 則行	〒970-8034 いわき市平上荒川字桜町55-1 ☎0246-29-8888 FAX0246-29-8887 yd-cad@yamatotdensetsu.co.jp	電気設備工事、通信、消防設備工事
	(株) ユニティー	遠藤 裕士	〒971-8182 いわき市泉町滝尻字松原37 ☎0246-75-2828 FAX0246-75-2838 kusano@bz01.plala.or.jp	金属工事
	(株) リビングソーラー	小野 信彦	〒971-8132 いわき市鹿島町下矢田字沢目4-10 ☎0246-84-6777 FAX0246-84-6787 kashima@living-solar.biz	太陽光発電システム、蓄電システム、HEMS、BEMSシステム等
			〒 ☎ FAX	

役職 委員会	事務所名	会員名	連絡先	取扱品目
	(株)三誠 東北営業所	藤田 晃	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3-6-11 7-ク仙台ビル505 ☎022-217-8105 FAX022-217-8137 fujita.akira@sansei-inc.co.jp	建築工事における基礎杭の製造・施工・販売等
	四国化成建材(株)東日本営業部 東日本設計営業課	高橋 栄治	〒981-3112 宮城県仙台市泉区八乙女一丁目3-6 ☎022-374-4110 FAX050-3606-7438 takahashie@shikoku.co.jp	エクステリア・内装材・外装材・舗装材
	NPO 住宅地盤診断センター	佐藤 和森	〒113-0021 東京都文京区本駒込6-20-4 ☎03-5395-5023 FAX03-3947-7675 monma@vic-ltd.co.jp	表面波探査法による地盤調査、動的耐震計測等
	セイキ販売(株)仙台営業所	名取 勝義	〒984-0038 宮城県仙台市若林区伊在二丁目4-2 ☎022-287-5111 FAX022-287-5511 k-natori@seiki.gr.jp	各種網戸・合成木材(ウッドデッキ・格子他)等
	田島ルーフィング(株)仙台営業所	鈴木 弘	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル6階 ☎022-261-3628 FAX022-225-1567 info-sendai@tajima-roof.co.jp	各種防水材料、高反射塗料、下地処理材製造・販売等
	日本ERI(株)仙台支店	齋藤 和政	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-1-29 JRE仙台本町ホンマビル ☎022-216-6225 FAX022-216-6227 sendai@j-eri.jp	確認検査、住宅性能評価、ほか
			〒 ☎ FAX	

一般社団法人福島県建築士事務所協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福島県建築士事務所協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(規律)

第4条 本会は、法定団体としての理念に基づき、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に係る契約内容の適正化、その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告その他の業務
- 二 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
- 三 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
- 四 建築士法に基づき、福島県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧事務
- 五 建築士法に基づく、登録講習機関からの受託業務
- 六 事故または災害を防止し、人命及び財産の安全を確保することを目的とした官公庁等からの受託業務
- 七 官公庁への建議及び内外の関係諸団体との交流

- 八 建築設計、工事監理等の適正化と進歩改善に関する調査・研究・広報業務
- 九 官公庁等からの受託業務
- 十 前各号の事業に関する図書並びに印刷物等の刊行及び頒布
- 十一 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

一 正会員 建築士法に基づき福島県知事又は福島県知事から指定を受けた指定事務所登録機関の登録を受けた建築士事務所の開設者

二 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人または団体

2 前項第一号に規定にかかわらず、開設者がその建築士事務所に所属するものの中から正会員の権利及び義務について委任した者（以下「専任者」という。）は、正会員とみなす。また、前項第二号の規定にかかわらず、賛助会員にあってはその団体に所属するものの中から賛助会員の権利及び義務について委任した者は、賛助会員とみなす。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

2 入会は理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 第1項に規定する入会申し込みがあったときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第10条1項の一に該当するおそれがある場合は、理事会の承認を得なければ退会できない。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員の半数以上が出

席し、総正会員の3分の2以上の決議により除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - 二 理事会が別に定める「倫理規定」に違反する行為等により本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 三 その他正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 正当な理由なく、会費を2年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- 三 建築士事務所を廃業又は解散したとき。
- 四 建築士事務所の登録を取り消されたとき。
- 五 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(懲戒)

第12条 会員が、理事会が別に定める「懲戒規程」の懲戒事由に該当する行為をしたときは、理事会の決議を経て懲戒することができる。

(会員の責務)

第13条 会員は、名称、所在地、開設者及び専任者並びに管理建築士等、本会に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

- 2 第5条第1項第二号に掲げる事業に関して、文書若しくは口答による説明又は資料の提出を求められた会員は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 3 会員は、会員の業務に関して行う本会の調査のため資料の提出を求められたときは、これに協力しなければならない。
- 4 会員は、この定款及び「倫理規定」に定める理念と規範に則って行動し、本会が目的達成のために実施する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第10条の規程により資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、

これを返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第15条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 10名以上25名以内
 - 二 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名以上7名以内を副会長とし、専務理事1名を置くことができる。
- また、必要に応じて一定数の常任理事を置くことができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 役員から辞任の申し出があったときは、理事会に計り、これを承諾することができる。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、一般社団法人・財団法人法上の代表理事とし、本会の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 理事会は、会長、副会長及び専務理事以外の理事の中から業務を分担執行する理事を選任することができる。
- 6 副会長、専務理事並びに前項に規定する業務を分担執行する理事は「一般社団法人法」第91条第1項第2号に規定する業務を執行する理事とする。
- 7 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める。
- 8 会長、副会長、専務理事並びに第5項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、次に掲げる職務を行い法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 一 理事の職務執行の状況を監査する。
- 二 業務及び財産並びに会計の状況を監査する。
- 三 総会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べる。
- 四 理事会が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告する。
- 五 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求の日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合には、直接理事会を招集することができる。
- 六 理事会が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告する。
- 七 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に反する行為をする恐れがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求する。
- 八 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 19 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。
- 3 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。
- 4 役員は、第 15 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期が満了した場合においても、新たに選任された者が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任するときは、総会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の 3 分の 2 以上の決議もって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 21 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。そ

の額については、別に定める役員の報酬規程による。

- 2 前項に関し必要な事項は、総会の決議により、別に定める。
- 3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いすることができる。

(取引の制限)

第 22 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- 二 自己又は第三者のためにする本会との取引
- 三 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

(責任の免除)

第 23 条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得られる額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第 24 条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の任期及び報酬等については、第 19 条第 1 項及び第 21 条の規定をそれぞれ準用する。この場合において「役員」とあるのは「顧問及び相談役」と読み替えるものとする。

第 5 章 総 会

(種別)

第 25 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構成)

第 26 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 27 条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 会員の除名
 - 二 役員を選任及び解任
 - 三 役員報酬の額
 - 四 各事業年度の事業報告及び貸借対照表並びに損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - 五 定款の変更
 - 六 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - 七 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - 八 解散及び残余財産の処分
 - 九 合併、事業の全部の譲渡
 - 十 理事会において総会に付議した事項
 - 十一 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款の定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第 29 条第 3 項の書面に記載した目的及び審議事項以外は、決議することができない。

（開催）

第 28 条 定時総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会が必要と認めたとき。
- 二 議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会長に対し会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- 三 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
 - イ 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - ロ 請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

（招集）

第 29 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 前項の理事会の決議を要する事案は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 総会の目的事項
- 三 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 四 総会に出席しない会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面による議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。
- 4 会長は、第28条第2項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第30条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第31条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第32条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

(書面表決)

第33条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、総会の日時の直前の業務時間終了時まで書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第34条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を含む議事録を書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 正会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- 三 審議事項及び議決事項
- 四 議事の概要及びその結果
- 五 総会に出席した理事、監事の氏名
- 六 総会の議長及び議事録作成に係る職務を行った者の氏名

七 その他法令で定める事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が、記名及び押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第35条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 常任理事会を置く場合には、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選任並びに解職
 - 二 業務を分担執行する理事の選任及びその権限
 - 三 常任理事会に対する業務執行を行うに当たって必要な事項を決定する権限の委任
 - 四 必要な理事の職務の執行の監督
 - 五 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - 六 規則等の制定、変更及び廃止に関する事項
 - 七 前各号に定めるもののほか本会の業務執行に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 重要な使用人の選任及び解任
 - 四 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - 六 第23条の責任の免除

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 一 会長が必要と認めたとき。
 - 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

三 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。

四 第18条第1項第五号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3項第三号により理事が召集する場合及び前条第3項第四号後段により監事が召集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第二号又は第四号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第 45 条 常任理事会は理事会から委任を受けた事項について決定を行い、その結果を理事会に報告し、承認を得るものとする。

2 常任理事会については、「監事」を除き第 38 条から第 44 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「常任理事」及び「常任理事会」と読み替えるものとする。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 46 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 入会金及び会費
- 二 寄付金品
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 その他の資産

(資産の管理及び運用)

第 47 条 本会の資産の管理及び運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て、会長が定める。

(経費の支弁)

第 48 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 49 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の前までに会長が作成し、理事会の決議を経て直近の総会で報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度予算に準じ収入支出することができる。この場合における収入及び支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで定時総会で承認を得るものとする。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 本会は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け)

第52条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の半数以上が出席し、総正会員3分の2以上の決議をもっておこなわれなければならない。

- 2 本会が重要な財産の処分及び譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則)

第53条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 委員会及び支部

(委員会)

第54条 本会の事業を推進するため必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員（専任者及び会員の組織に所属する職員等を含む）及び学識経験者のうちから、会長が選任し、理事会の承認を得るものとする。

- 3 委員会の種類、任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部)

第 55 条 本会は、区域ごとに支部を置くことができる。

- 2 支部は、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 3 正会員は、原則として建築士事務所の所在する区域の支部に所属する。
- 4 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(青年部)

第 56 条 本会は、理事会の決議によって青年部を設置することができる。

- 2 青年部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 定款の変更及び合併・解散等

(定款の変更)

第 57 条 この定款は、総会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の 3 分の 2 以上の決議をもって変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 3 条、第 5 条第 1 項第一号から第三号、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 3 項の定めは、建築士法第 27 条の 2 及び第 27 条の 3 の改正がない限りこれを変更することができない。

(合併)

第 58 条 本会は、総会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の 3 分の 2 以上の決議をもって、他の一般社団法人・財団法人上の法人との合併をすることができる。

(解散)

第 59 条 本会は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号に規定する事由によるほか、総会において正会員の半数以上が出席し、総正会員の 3 分の 2 以上の決議をもって、解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第 60 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 事務局

(設置等)

第61条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免し理事会に報告する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第62条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- 一 定款
 - 二 会員名簿及び異動に関する書類
 - 三 理事、監事の名簿及び履歴書
 - 四 認定、認可、許可及び登記に関する書類
 - 五 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
 - 六 財産目録
 - 七 役員等の報酬規程
 - 八 事業計画書及び収支予算書
 - 九 事業報告及び収支計算書等の計算書類
 - 十 前号の監査報告書
 - 十一 その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類閲覧については、法令の定めによるものとする。
- 3 第1項に掲げる帳簿、文書及び書類は、作成した事業年度終了の日から10年間、保存するものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第63条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、法令の定めによるものとする。

(個人情報保護)

第 64 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令の定めによるものとする。

第 12 章 公告

(公告)

第 65 条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない理由により前項の電子公告ができない場合は官報に掲載する。

第 13 章 補則

(委任)

第 66 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、田畑光三とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 49 条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は、平成 25 年 5 月 29 日から施行する。

5 この定款は、令和 2 年 5 月 27 日から施行する。

一般社団法人福島県建築士事務所協会定款細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は定款第66条によりこれを定める。

(英文名称及び略称)

第2条 本会の英文での名称は、FUKUSHIMA ASSOCIATION OF ARCHITECTURAL FIRMSとし、略称はFAAFとする。

第2章 会 員

(入 会)

第3条 定款第7条に定める正会員にあつては別表-1の入会申込書に、賛助会員にあつては別表-2の入会申込書に必要事項を記載の上、紹介会員の記名・押印を得て、支部を經由して会長に提出する。

(会費の特例)

第4条 正会員又は特別会員が疾病又は罹災等の事由により、会費の延納又は免除を受けたいときは、所属支部長の意見を添えて、書面をもって願い出なければならない。

2 前項の願い出があつたときは、理事会の議決を経て、これを承認することができる。

第3章 役 員

(役員候補者選出管理委員会)

第5条 定款第16条に定める役員の選任にあつては、正会員の理事候補者及び正会員の監事候補者の選出を管理するため、役員候補者選出管理委員会（以下「選管委員会」という。）を置く。

2 選管委員会は、正会員の役員候補者の選出を適正に実施することを目的とする。

3 選管委員会の委員は各支部から1名推薦された6名の委員で構成し、理事会の承認を得るものとする。

なお、委員に欠員が生じたときは、その委員が属している支部が推薦する。

4 選管委員会に委員長、副委員長各1名を置くこととし、委員の互選により選出する。

5 委員長は、委員会を主宰する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

- 7 委員の任期は選任期日から役員改選を行う定時総会の日までとする。
なお、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 選管委員会は、会長の要請により委員長が招集する。
- 9 選管委員会を招集するときは、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により、開催日の5日前までに通知する。

(正会員の役員候補者の役員候補者選出管理委員会への推薦)

- 第6条 正会員の理事候補者は、定款第15条に定める範囲で理事総数を理事会で定め、
役員任期の前年度の10月1日現在の正会員数に応じてドント方式により支部毎に理事数を定める。
- 2 各支部の理事数は最少2名とする。ただし2名に満たない場合は理事会で協議する。
 - 3 前二項で定めた理事数により、理事候補者を各支部から推薦する。ただし定数に満たない場合は理事会で協議する。
 - 4 正会員の監事候補者は、県北・県中支部から1名、県南・会津・相双・いわき支部から1名または2名を推薦し、監事の候補者とする。

(役員候補者の総会への推薦)

- 第7条 正会員の理事候補者及び正会員の監事候補者は、選管委員会の委員長が総会へ推薦する。
- 2 正会員以外の理事候補者は、理事会の議を経て会長が総会に推薦する。
 - 3 役員に欠員が生じた場合、役員に属する支部の推薦を受け、理事会の承認を得て総会で決議する。

(理事の分掌事項)

- 第8条 理事は、定款第17条の職務のほか、次の事項を分掌する。
- (1) 副会長は、担当副会長として常置委員会に関する事項を分掌するほか、会長の指示事項を総括分掌する。
 - (2) 専務理事は、別に定めるもののほか、事務所登録等事務及び業務報告に関する事項並びに特別委員会に関する事項、会長の指示事項を分掌する。
 - (3) 各常置委員会担当の理事は、それぞれの委員会の委員長としてその業務を分掌する。
 - (4) 前号以外の理事は、必要に応じて理事会において分掌を定める。
- 2 副会長は会長の職務を代行する必要がある場合の順位を定める。

第4章 理事会

(理事会の出席者)

第9条 理事会は定款第35条に定める者に加えて、その運営にあたり必要な者の出席を求めることができる。

(議事の内容)

第10条 議事の内容は、審議事項、報告事項及び検討事項に分ける。

- 2 審議事項は、議決を必要とする事項とする。
- 3 報告事項は、議決を必要としない事項のうち、記録にとどめる必要がある事項とする。
- 4 検討事項は、議決を必要としない事項のうち、各理事の意見を聴取し、又は討議することにより、後日の議題事項のためあらかじめ検討を加える事項とする。
- 5 議案書案は事務局長が作成し、専務理事の承認を経て会長に提出する。
- 6 やむを得ない理由のため、あらかじめ提出できなかった議事については、理事会開催直前までに提出することができる。
- 7 前項について、会長が緊急やむを得ないと判断した場合は、議事として追加できる。

第5章 常任理事会

(常任理事会)

第11条 本会に、次の各号の目的のため、常任理事会を置く。

- (1) 本会の基本方針の検討
 - (2) 理事会の議決事項の審議
 - (3) 定款の変更、解散、収支予算、決算報告、役員の変更等の重要事項を除く経常的な事項及び緊急に処理を要する事項の決議
 - (4) 正会員以外の理事候補者の選出
 - (5) 本会の財務及び事務局の組織等
 - (6) 事務所登録等事務及び業務報告に関する基本方針の決定
 - (7) 常置委員会の所管に属しない事項
 - (8) その他、理事会において常任理事会に付託された事項の決定
- 2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事をもって構成する。ただし、常任理事は12名以下とする。
 - 3 常任理事会は、原則として毎月開催する。
 - 4 常任理事会は、会長が招集し、議長にあたる。
 - 5 常任理事会は、必要に応じ、理事の出席を求めることができる。

第6章 委員会等

(委員会等及び賛助会の設置と業務)

第12条 本会は、事業の円滑な執行、専門事項の調査・研究等を行うため、常置委員会、指導委員会を置く他、特別委員会、部会、専門委員会(以下「委員会等」という)及び賛助会を置くことができる。

- 2 常置委員会は、本会の通常事業を、分担して執行する。
- 3 特別委員会は、本会の多年度にわたる事業等を、分担して執行にあたるものとし、理事会の議決によって設置することができる。
- 4 専門委員会は、会長が必要と認めた場合、若しくは常置委員会が分掌する事項のうち、特に専門的な事項の調査研究又は審議等をするために担当理事が必要と認めた場合、理事会の議決によって設置することができる。
- 5 専門委員会は、それぞれ常置委員会に所属する。
- 6 指導委員会は、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者(以下「建築主等」という)からの苦情を解決する業務及び建築設計・工事監理等業務を通じた地域社会に貢献する事業としての建築関係諸問題に関する総合的な相談業務を行うため設置する。
- 7 賛助会は本会の事業運営の円滑化のため、定款第6条第1項第二号の賛助会員を構成員として、理事会の議決を経て設置することができる。

(常置委員会)

第13条 常置委員会の種類と分担事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 総務・財務委員会 本会の財務・経理・事務局の組織及び他の委員会に属さない事項。会員の入退会、福利厚生、会費の徴収に関する事項及び会員の増加に関する事項等会員に関する全般的事項
- (2) 広報・交流委員会 社会に対する建築士事務所の業務の啓蒙に関する事項及び会員に対する広報に関する事項並びに機関誌発行の計画及び編集等に関する事項。設計等業務に係わる情報収集並びに行政機関に対する陳情、要請及び協力に関する事項
会員、所属建築士並びに賛助会員相互の親睦交流に係わる企画及び実施等に関する事項
- (3) 業務・技術委員会 建築士事務所の業務及び経営管理に関する調査、研究、技術開発等に関する事項並びに建築士事務所の業務に係わる契約内容の適正化、その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告、その他の業務に関する事項
- (4) 教育・情報委員会 講習会(法定講習を除く。)、研修会(建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修を含む。)、見学会、説明会、講演会及び展覧会等の調査、計画並びに実施等

に関する事項

(常置委員会、特別委員会及び専門委員会の組織)

第14条 各常置委員会の委員は、各支部長がその支部に所属する会員の中から各支部の議を経て推薦した者を、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

2 特別委員会の委員は、会長が正会員及び学識経験者の中から推薦し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 専門委員会の委員は、その部門担当理事が正会員及び学識経験者の中から推薦し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

4 各常置委員会の委員の定数は、20名以内とする。ただし、理事会の議決を経て増員することができる。

5 常置委員会、特別委員会及び専門委員会には委員長1名、副委員長3名以内を置くものとする。

6 各常置委員会の委員長は理事をもって充て、理事会の承認を得て会長が委嘱する。副委員長は、委員の互選により選出する。

7 委員長は、委員会を総括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代行する。

8 委員に欠員が生じたときは、理事会の承認を得て補充することができる。

9 各委員会は、必要があるときは、理事会の承認を得て会員以外から委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

第15条 常置委員会の委員の任期は、定款第19条第1項の役員の任期にならうものとし、再任は妨げない。

2 特別委員会及び専門委員会の委員の任期は、当該委員会の設置期間とする。

3 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員会等の招集)

第16条 委員会等は、委員長が招集し、その会議の議長にあたる。

2 委員会等を招集するには、その会議を構成する委員に、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により、開催の7日前までに通知する。ただし、緊急を要する場合は、これによらないことができる。

(特別委員会及び専門委員会)

第17条 特別委員会及び専門委員会の、組織と運営に関する規定は、設置のつど、次の事項を定めて理事会の議決を得る。

- (1) 目的
 - (2) 事業
 - (3) 組織及び委員の名簿
 - (4) 専門委員会は委員会の設置期間
 - (5) 運営の方法
 - (6) その他必要な事項
- 2 前項第4号に関し、継続して設置をする場合は、新たな委員会の設置が承認されるまでの期間は、前委員会が継続して行うものとする。

(指導委員会)

第18条 指導委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 建築士法第27条の5の規定に基づく、苦情の解決業務
 - (2) 建築関係に関する総合的な相談業務
- 2 本会は、苦情の解決及び建築相談業務の円滑な実施を図るため、建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る業務実施規程並びに建築相談業務実施規程を、理事会の議を経て定めることができる。
- 3 指導委員会は、20名以内の委員をもって構成する。ただし、理事会の議決を経て増員することができる。
- 4 指導委員会の委員は、会員のうちから第2項の業務に堪能な者を、常任理事会が推薦し理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 5 指導委員会は、第2項の業務について指導・助言を得るため、会員でない弁護士、学識経験者を特別委員としておくことができる。
なお、特別委員は理事会の議を得て会長が委嘱する。
- 6 委員及び特別委員の任期は、定款第19条第1項の役員の任期にならうものとし、再任を妨げない。
- 7 指導委員会には、委員長1名、副委員長2名を置き、委員の互選により選出する。
- 8 指導委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

(賛助会)

第19条 賛助会の会務は、理事会の議決を経て別に定める賛助会規程により執行する。

第7章 倫理委員会

(倫理委員会)

第20条 本会は、倫理規程（平成21年1月5日制定）を会員に遵守させるとともに、別に定める懲戒規程に該当する会員に対する調査等を行うために、倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会は、次の各号を分掌する。
 - (1) 会員に対する倫理規程の普及・指導
 - (2) 懲戒規程（平成21年1月5日制定）第5条に基づく調査
- 3 会長は、本会の会員のうちから委員会の業務に堪能な者を選任し、理事会の議を経て委嘱するものとする。
- 4 会長は、弁護士その他の学識経験者等で本会の会員でない者を選任し、理事会の議を経て特別委員として委嘱することができる。
- 5 特別委員は委員会の業務のうち、委員会が委嘱する事柄につき、指導・助言するものとする。
- 6 倫理委員会は、特別委員を除き12名以内の委員で構成し、委員は会長が推薦し理事会の承認を得た者を充てる。
- 7 倫理委員会には、委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。
- 8 倫理委員会は、会長が招集し、委員長が主宰する。また、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 9 委員の任期は、定款第19条第1項の役員の任期にならうものとし、再任を妨げない。
- 10 倫理委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 11 委員長は、委員会の結果を会長に書面で報告するものとする。
- 12 倫理委員会の委員は、調査の過程で知り得た情報を漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第8章 支部

（支部の区域）

第21条 本会は、定款第55条第1項に基づき支部の区域を次のように定める。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 県北支部 | 福島県県北建設事務所管内の区域 |
| (2) 県中支部 | 福島県県中建設事務所管内の区域 |
| (3) 県南支部 | 福島県県南建設事務所管内の区域 |
| (4) 会津支部 | 福島県会津若松建設事務所管内の区域
福島県喜多方建設事務所管内の区域
福島県南会津建設事務所管内の区域 |
| (5) 相双支部 | 福島県相双建設事務所管内の区域 |
| (6) いわき支部 | 福島県いわき建設事務所管内の区域 |

（支部の組織及び運営）

第22条 各支部には、支部を代表する支部長を置く。

- 2 支部長は、支部に所属する理事の中から支部の総会で選任し、理事会に報告する。
- 3 各支部の運営は、それぞれの支部規則による。
- 4 支部規則には次の事項を規定する。
 - (1) 名 称
 - (2) 事務所の所在地
 - (3) 地 域
 - (4) 事 業
 - (5) 会 計
 - (6) 支部役員の種類と任期及び選出方法
 - (7) 支部総会及び支部役員会に関する事項
 - (8) 支部会費及び経理に関する事項
 - (9) その他必要な事項
- 5 支部規則を変更するときは、支部総会の議決を経て理事会の議決を得る。

第9章 青年部会

(青年部会)

第23条 青年部会の会務は、理事会の議決を経て別に定める青年部会規程により執行する。

第10章 顧問・相談役等

(顧問・相談役の任命)

第24条 顧問及び相談役は、本会の目的及び事業に賛同する適任の者とし、会長が推薦し、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

- 2 会長は、顧問及び相談役を、本会の各種の行事に招待することができる。

(慶 弔)

第25条 会長は、会員、顧問・相談役その他、本会に関係ある者について、別に定める慶弔規程により、慶弔を行うことができる。

第11章 補 則

(補 則)

第26条 この細則は、理事会の議決を得なければ変更できない。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成14年4月 1日から施行する。(委員会設置要綱)
- 2 この細則は、平成20年6月27日から施行する。(委員会設置要綱)
- 3 この細則は、平成21年1月 5日から施行する。(指導委員会設置要綱、倫理委員会設置規程)
- 4 この細則は、平成22年 6月28日から施行する。(委員会設置要綱)
- 5 この細則は、平成22年 9月 8日から施行する。(倫理委員会設置規程)
- 6 この細則は、平成25年 7月12日から施行する。(定款細則)
- 7 この細則は、平成29年 3月22日から施行する。(定款細則 第6条、第22条)
- 8 この細則は、令和 2年 3月17日から施行する。(定款細則 第13条)
- 9 この細則は、令和 3年10月28日から施行する。(定款細則 第6条)

一般社団法人福島県建築士事務所協会 倫理規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、本会の正会員が保持すべき倫理を定めるものである。

(会員の使命)

第 2 条 正会員は、建築士事務所憲章に基づき建築士事務所として行う業務を通じて建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与すると共に、その使命にふさわしい倫理を自覚し、その倫理を遵守して自らの行動を規律する社会的責任を負わなければならない。

(建築法令等の遵守)

第 3 条 正会員は、建築基準法、建築士法、建築関係法令及び本会の定款、細則等諸規程を遵守しなければならない。

(業務の誠実な遂行)

第 4 条 正会員は、依頼者の要請が公共あるいは利用者の利益に反しないよう誠実に業務を遂行しなければならない。

(違法行為の拒否)

第 5 条 正会員は、法令違反にあたる行為をしてはならない。これは依頼者の要請があった場合においても同様とする。

(秘密の保持)

第 6 条 正会員は、依頼者について業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、または利用してはならない。

(自己の研鑽)

第 7 条 正会員は、常に高潔な品性を保持し、自己の研鑽に努め、公益の立場に立って最善を尽くさなければならない。

(不正行為等による業務受託の禁止)

第 8 条 正会員は、不正な行為、信頼を損なう方法若しくは誇大な宣伝によって業務を受託してはならない。

(適正な報酬)

第 9 条 正会員は、委託された業務内容に責任を持ち、契約に際して建築士法第 22 条の 3 の 4 で「第 25 条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金で設計受託契約又は工事監理受託契約を締結するよう努めなければならない」と規定されていることに鑑み、適正・妥当な報酬について依頼者に理解が得られるよう説明に努めなければならない。

(利益供与の禁止)

第 10 条 正会員は、業務に関連する工事施工者等から贈与又は無償の援助を受けてはならない。

(懲戒規程との関係)

第 11 条 この規程に反した正会員は、別に定める懲戒規程の対象となる。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 1 月 5 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は、平成 28 年 11 月 15 日より施行する。

懲戒規程

(目 的)

第1条 一般社団法人福島県建築士事務所協会（以下「本会」という）は、正会員が行う業務に係る不正行為及び不適切な行為に厳正に対処するため、本規程を定めるものである。

(懲戒事由及び懲戒権者)

第2条 正会員は、次の事項に該当する行為があったときは、懲戒の対象となる。

- 一 建築士法、建築基準法等建築関係法令に違反し、行政上の処分を受けたとき
 - 二 本会の定款若しくは倫理規程に反したとき
 - 三 本会の秩序を乱し、又は信用を失墜する行為があったとき
 - 四 建築士事務所業務に関する苦情対象事務所として誠実な対応を怠ったとき
2. 懲戒は、理事会の議決に基づいて行う。ただし、除名については、総会の議決に基づくものとする。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒は、次の4種とする。

- 一 文書注意
- 二 会員の資格停止
- 三 退会勧告
- 四 除 名

(公 表)

第4条 本規程により処分を受けた者に対して、その内容が書面で本人に通知され、処分が確定した後、会報等でその内容を公表することができる。

(懲戒の調査及び通知)

第5条 会長は、正会員が行った行為に懲戒の事由があると思料するときは、速やかに倫理委員会にその調査をさせなければならない。

2. 倫理委員会は、調査を求められたときは、速やかに調査の期日を定め、調査を受ける正会員にその旨を通知しなければならない。
3. 前項による通知を受けた正会員は、調査期日に指定された場所に出向き、調査を受けなければならない。
4. 倫理委員会は、調査に関し必要があるときは、当事者及び関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。
5. 倫理委員会は、前3項及び前項による調査の結果に関する報告書を速やかに会長に提出する。この場合、懲戒処分が妥当と思料したときは、その懲戒の種類を記するものとする。
6. 理事会は、倫理委員会が行った調査報告書に基づいて審議するとともに、対象となる正会員に弁明の機会を与えなければならない。
7. 理事会は、正会員を懲戒することが相当と認めるときは、速やかにその内容を書面により懲戒対象となる正会員に通知しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附 則

1. この規程は、平成21年 1月 5日より施行する。
2. この規程は、平成25年 7月12日より施行する。

建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る業務実施規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人福島県建築士事務所協会（以下「本会」という。）が、建築士法第27条の5の規定に基づき、建築主その他の関係者（以下「建築主等」という。）からの建築士事務所が行った業務に関する苦情について、本会がその解決のための業務を行うのに必要な事項を定め、もって、苦情の解決に係る業務（以下「苦情解決業務」という。）の円滑な実施の確保を目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「苦情」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建築士事務所に設計等の業務を委託しようとする建築主等の建築士事務所に対する不満足の表明
 - 二 建築士事務所に設計等の業務を委託した建築主等の建築士事務所に対する不満足の表明
 - 三 建築士事務所が設計等の業務に関連して取り扱った情報等によって特定される建築主等の建築士事務所に対する不満足の表明
2. この規程において「申出人」とは、前項に規定する不満足 of 表明を本会に行った建築主等をいう。
3. この規程において「苦情解決業務」とは、申出人の不満足の状態を改善するために行う相談業務及びあつ旋業務であって、建築物等の調査・鑑定業務等は含まない。
4. この規程において「苦情対象事務所」とは、第1項による「苦情」の対象となった建築士事務所の開設者をいう。
5. この規程において「相談業務」とは、申出人の苦情について当事者間の解決が円滑に行われるよう相談に応じ助言を行うことをいう。
6. この規程において「あつ旋業務」とは、申出人の苦情であって当事者間で解決が見つからないものについて、当事者の自主的な解決を促進するため、当事者の間に入って苦情解決のために側面から支援することをいう。ただし、その内容が建築士事務所業務の技術的事項で、支援の可能性のあるものに限る。

(相 談 所 の 設 置 等)

第3条 本会は、苦情解決業務を行うため相談所を置き、相談員をこの業務にあたらせる。

2. 相談所の設置場所は、本会の事務所等とする。
3. 相談所には、この規程で定めた様式を備え置かなければならない。
4. 苦情解決業務は、指導委員会（以下「委員会」という。）がその業務にあたり、相談員は委員会委員がその任にあたる。

(相談員の心得)

第4条 相談員は、苦情解決業務を行う際、建築士法及び個人情報保護に関する法律の精神に則り、公正・中立の立場で速やかに処理しなければならない。

2. 相談員は、担当する相談事案に関する調査・鑑定業務を受託してはならない。
3. 相談員は、必要に応じて他の専門機関等の助言を得るなどして、苦情解決業務を適切に行なわなければならない。
4. 相談員は、苦情解決業務に関して知り得た申出人等の情報を苦情解決業務に必要な範囲を超えて他に漏らしてはならない。

(相談日等)

第5条 苦情相談の受付は、土曜日・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月28日から1月5日）及び本会で特別に定めた休日（以下「相談所の休業日」という。）を除く毎日行い、受付時間は午前9時30分から11時30分及び午後1時30分から4時30分までとする。

2. 相談所における相談は必要に応じて開催する。

(本会が対応する苦情)

第6条 本会が対応する苦情は、下記のいずれかに該当するものとする。

- 一 苦情の対象である建物等が福島県内に所在する
 - 二 申出人が福島県内に居住若しくは所在する
 - 三 苦情対象事務所が福島県知事に登録した建築士事務所である
2. 苦情対象事務所が、福島県以外に登録している場合であっても、前項第一号及び第二号に該当するときは本会が対応する。ただし、苦情対象事務所が登録している都道府県の建築士事務所協会において対応することが適切であると認められる場合には、当該建築士事務所協会と協議して、苦情解決業務の全部または一部を移管することができる。

(相談業務)

第7条 申出人は、苦情相談申込書を本会に提出しなければならない。（参考様式1）

2. 前項による苦情相談申込書が本会に到着した時点をもって受付日とする。
3. 委員会は、必要に応じて面談日時を申出人に通知する。（参考様式2）
4. 相談員は、申出内容の適切な把握に努め必要な指導・助言を行う。
5. 相談員は、前項の指導・助言を、申出人からの申出の方法にかかわらず口頭にて行う。ただし、委員会

が口頭以外の方法により行うことが適切であると認めた場合はこの限りではない。

6. 相談員は、苦情対象事務所に対して行った業務について申出人に報告する。(参考様式3)
7. 相談員は、苦情相談業務記録書を作成し、委員会に提出する。(参考様式4)

(苦情対象事務所に対する照会)

- 第8条 委員会は、前条に規定する相談業務において必要があると認めるときは、苦情対象事務所に対し苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。
2. 委員会は、必要があると認めるときは、苦情対象事務所に対し文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。(参考様式5-1 [非会員用]、5-2 [会員用]、参考様式6)
 3. 本会の会員である苦情対象事務所(以下「苦情対象会員」という。)は、前項の規定による求めがあったときは正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(説明又は資料の提出に応じない苦情対象事務所及び苦情対象会員の取扱い)

- 第9条 苦情対象事務所が第8条第2項に規定する委員会からの求めに応じない場合、次の措置を講ずる。
- 一 会長は、苦情対象事務所に対し一定の期間を定めて委員会からの求めに応じるよう催告する。この場合、所定の期間内に委員会からの求めに応じないときは、次号の規定により苦情対象事務所の登録に係る都道府県知事(以下「登録都道府県知事」という。)に報告する旨を付記する。(参考様式7-1)
 - 二 前号の催告にもかかわらず苦情対象事務所(苦情対象会員及び他の建築士事務所協会会員を除く)が委員会からの求めに応じない場合、会長は当該事実を登録都道府県知事に報告する。(参考様式8-1)
2. 苦情対象会員が、第8条第2項に規定する委員会からの求めに応じない場合、次の措置を講ずる。
- 一 会長は、苦情対象会員に対し一定の期間を定めて委員会からの求めに応じるよう催告する。この場合、所定の期間内に委員会からの求めに応じないときは、次号の規定により苦情対象会員の登録都道府県知事、倫理委員会に報告する旨及び建築士法第27条の5第3項の規定の主旨を付記する。(参考様式7-2)
 - 二 前号の催告にもかかわらず苦情対象会員が委員会からの求めに応じない場合、会長は当該事実を倫理委員会に通知するとともに、登録都道府県知事に報告する。(参考様式8-1、8-2)
3. 苦情対象事務所が他の建築士事務所協会の会員であって、第8条第2項に規定する委員会からの求めに応じない場合、次の措置を講ずる。
- 一 前項第一号を準用する。
 - 二 前号の催告にもかかわらず苦情対象事務所が委員会からの求めに応じない場合、会長は当該事実を

苦情対象事務所が所属する建築士事務所協会会長に通知する。(参考様式9)

(あっ旋業務)

- 第10条 申出人または苦情対象事務所があっ旋業務を希望する場合は、あっ旋申込書を提出しなければならない。その場合、苦情相談内容が第2条第6項に該当するとき、委員会は双方に対しあっ旋業務への同意を確認しなければならない。(参考様式10, 11)
2. 申出人と苦情対象事務所双方のあっ旋申込書が提出された時点をもって、あっ旋業務申し込みの受理とする。
 3. 委員会は、解決を促進するために必要があると認めるときは、相談員が立会いの上話し合いをさせることができる。
 4. 相談員は、申出人と苦情対象事務所の双方が解決に努力するよう側面から支援する。
 5. 相談員は、前項の結果をあっ旋業務記録書に記録し委員会に提出する。(参考様式12-1, 12-2)

(苦情解決業務の終了)

- 第11条 委員会は、苦情解決業務が次のいずれかに該当する場合は当該苦情解決業務を終了することができる。その場合、必要に応じて申出人に理由を記載した書面を交付する。(参考様式13)
- 一 申出人が苦情の申出を取り下げたとき (参考様式14)
 - 二 申出人が建築主等以外の者であるとき
 - 三 申出内容が建築士事務所が行った業務に関するものでないとき
 - 四 申出内容が他の相談機関若しくは行政機関で対応することが適切であるとき (参考様式15)
 - 五 申出内容が申出人の法令違反に関連するものであるとき
 - 六 申出内容に虚偽があるとき
 - 七 申出内容が係争中のものであるとき
 - 八 申出内容が他の機関において調停・あっ旋等に付されたとき
 - 九 申出人又は苦情対象事務所から、相談員に対して恫喝的、脅迫的又は侮辱的な言動があったとき
 - 十 申出人の希望が、建築士事務所及び従業者の行政処分その他本会の権限が及ばないものであるとき
 - 十一 申出人が第7条第3項に規定する面談に応じないとき
 - 十二 第9条第1項第二号、第2項第二号及び第3項第二号の規定を適用したとき
 - 十三 申出人があっ旋を望む場合であって、第10条第1項の申し込み前に双方の間で申出に係る苦情について一切の話し合いが行われていないとき
 - 十四 あっ旋について、申出人または苦情対象事務所の同意が得られないとき
 - 十五 申出人または苦情対象事務所があっ旋申し込みを取り下げたとき (参考様式16)

十六 相談・助言またはあっ旋により解決したとき

十七 申出人と苦情対象事務所との間の意見の乖離が埋まらず、解決の見込みがないとき

十八 申出人から第12条第1項の個人情報又は個人データ提供の同意が得られないときまたは停止の求めがあったとき

十九 苦情解決業務の終了が相当であるとき

2. 委員会は、苦情解決業務が終了したときはすみやかに苦情解決業務台帳を作成する。(参考様式17)

(個人情報の取扱い)

第12条 会長は、苦情解決業務を実施するにあたり必要と認められる範囲において、申出人にかかる個人情報又は個人データ（個人情報の保護に関する法律第2条第1項の「個人情報」及び同条第4項の「個人データ」をいう。）及び申出内容を苦情対象事務所及び関係官庁等に提供することができる。

2. 本会は、個人情報の保護に関する法律第23条第2項第一号から第四号までに掲げる事項を継続的に本会のホームページに掲載して、申出人が容易に知り得る状態にするものとする。

(書類の保存)

第13条 本会は、この規程に係る書類を苦情解決業務終了後5年間保存する。

(報告及び啓発)

第14条 会長は、必要に応じ年度毎に苦情解決業務実施状況（件数・概況等）を登録都道府県知事に報告する。(参考様式18)

2. 会長は、6ヶ月毎に苦情解決業務実施状況（件数・概況等）を一般社団法人日本建築士事務所協会連合会に報告する。(参考様式19)

3. 会長は、6ヶ月毎に苦情内容について参考となる事項を会員に周知し、苦情の発生防止に資するものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附 則

1. この規程は、平成21年 1月 5日から施行する。

2. この規程は、平成25年7月12日から施行する。

福島県建築物耐震診断判定委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は「福島県建築物耐震診断判定委員会」（以下「判定委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 判定委員会は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「福島県既存建築物総合防災対策推進計画要綱」に基づく建築物の耐震診断を実施する受託機関（建築士事務所を含む。）の依頼により、診断業務の準備計算、入力データの適否、出力結果の評価及び考察などについて判定を行うことで診断技術の水準向上に寄与することを目的とする。

(判定内容)

第3条 判定委員会は、診断内容に関する基本的な考え方の統一化を図るため、次の事項について審査・判定を行う。

- (1) 解析時の部材のモデル化等を含め診断方法の適否の判定
- (2) 診断結果の評価の適否の判定
- (3) 総合的な見地からみた考察の適否の判定
- (4) 不適合箇所の補正依頼・指示
- (5) その他、診断に関し必要と認める事項

(判定委員会の構成)

第4条 判定委員会は次に掲げる者のうちから（一社）福島県建築士事務所協会長が委嘱する委員で構成するものとし、特別委員として建築行政職員を加えることができる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) （一社）福島県建築士事務所協会の正会員及び正会員の推薦する職員

(委員長及び副委員長)

第5条 判定委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は判定委員会において選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第6条 委員長は、判定委員会の議長として会を主宰する。

2 委員長は、判定委員会を必要に応じ招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(庶務)

第7条 判定委員会の庶務は、(一社)福島県建築士事務所協会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、判定委員会の運営等に関する必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 8年7月15日から施行する。

2 この要綱は、平成25年7月12日より施行する。

福島県建築物耐震改修計画評価委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は福島県建築物耐震改修計画評価委員会（以下「評価委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 一般社団法人福島県建築士事務所協会（以下「協会」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修計画について、所管行政庁等の依頼に応じて専門的観点のもとに審議を行い、その性能の評価を行う評価委員会を設置し、建築物の耐震性の向上を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 評価委員会は委員長、副委員長、委員及び特別委員をもって構成する。

- 2 副委員長は委員長を補佐する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は協会会長が委嘱する。
- 4 特別委員は所管行政庁が指名する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 交代または増員による場合についても同様とする。

(招集)

第5条 評価委員会は委員長が招集する。

(定足数)

第6条 評価委員会は、その構成員（特別委員を除く。）の内、5名以上の出席をもって成立する。

- 2 書面その他により意見の開陳のあった委員は出席したものとみなすことができる。

(審査)

第7条 委員長は、耐震改修計画の的確な評価を行うため、副委員長及び委員の中から個

別案件ごとに担当主査及び担当者を指名し、審査させることができる。

(議決)

第8条 評価委員会の意見の議決は、出席した構成員の総意によることを原則とする。

2 議決が総意により得ないときは、その少数意見を付記するものとする。

(意見の通知)

第9条 協会は、評価委員会により耐震改修計画の評価に関する意見の議決が行われた場合、速やかにその内容を所管行政庁等に通知しなければならない。

(その他)

第10条 評価委員会の構成員は、審議の過程で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 評価委員会の庶務は協会が行う。

3 この要綱に定めるほか、評価委員会の運営等に関する必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成25年7月12日より施行する。

木造住宅耐震診断審査委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、「木造住宅耐震診断審査委員会」（以下「木耐震審査会」という。）と称する。

(目的)

第2条 一般社団法人福島県建築士事務所協会（以下「協会」という。）は、「福島県安全安心耐震促進事業実施要綱」に基づき、市町村長が実施する「木造住宅耐震診断者派遣事業」により派遣された耐震診断者からの依頼を受けて、対象住宅の耐震診断における準備計算、入力データの評価、出力結果の適否等について考察を行い、耐震診断技術の向上に寄与することを目的とする。

(審査内容)

第3条 木耐震審査会は、診断内容に関する基本的な考え方の統一化を図るため、次の事項について審査する。

- (1) 診断結果報告書をもとに審査技術・判定の正確度を審査する。
- (2) 診断方法が適切かどうか（特に解析時のモデル化等）の審査
- (3) 診断結果の評価又はその考察が適切かどうかの審査
- (4) 総合的な見地から診断方法、その結果が適切かどうかの審査

(構成)

第4条 木耐震審査会は、委員長、副委員長及、委員をもって構成する。但し、特別委員として学識経験者を加えることができる。

- (1) 木耐震審査会の委員は、協会会長が会員の中から建築構造又は木造設計に精通していた者を委嘱する。
- (2) 委員長及び副委員長は、協会会長が指名する。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、木耐震審査会の議長として会を主宰する。

- 2 委員長は、木耐震審査会を必要に応じ招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 交代または増員による場合についても同様とする。

(庶務)

第7条 木耐震審査会の庶務は、協会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、木耐震審査会の運営に関する必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成17年10月18日から施行する。

2 この要綱は、平成25年7月12日より施行する。

図書申込書

令和 年 月 日

(一社)福島県建築士事務所協会 行

申込先 FAX 番号
024-521-5087

〒960-8061 福島市五月町 4-25

TEL 024-521-4033

会社名	
住所	〒
送本受取者	
TEL	
FAX	

図書のご案内

No	発行年	図書名	発行元	価格(税込)	申込数	内容
1	2024	四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類	日事連	一般 1,320 会員 990		建築士法の一部を改正する法律(平成 27 年 6 月 25 日施行)に適応した契約書と約款一式
2	2024	四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類(小規模向け)	日事連	一般 1,100 会員 880		戸建住宅等の小規模建築物向けの設計・監理契約書類を設計・監理の1種類とし、契約書と約款のみで契約を行う形式
3	2021	建築士法による重要事項説明のポイント	日事連	一般 1,540 会員 1,386		契約に至る流れの中で、重要事項説明(法第 24 条の 7)、契約(法第 22 条の 3 の 3)、書面の交付(法第 24 条の 8)の関係を法改正に基づき丁寧に解説 IT 重説(令和 3 年改正)対応版
4	2015	改正建築法による設計受託契約等のポイント	日事連	一般 1,650 会員 1,485		平成 27 年 6 月 25 日に施行された改正建築士法に準拠して書面による契約を行う手順を丁寧に解説。「建築三会による建築士・建築士事務所のための改正建築士法講習会」のテキストの一部
6	2015	実例に学ぶ建築士事務所のトラブル予防	日事連	一般 2,619 会員 2,095		建築のトラブル事例を多数掲載したテキスト
7	2016	耐震診断ってなあに？	当協会	一般 1,980 会員 990		耐震診断・耐震改修に係る設計等の業務報酬が合理化かつ適正に算定されるよう協会としての指針を収録
8	2013	ふくしま木造住宅耐震診断及び改修計画の手引き	当協会	4,000		木造住宅耐震診断(一般診断法)と耐震改修補強計画の理解と適正な実施のためのマニュアル

注) 送料、振込手数料は別途ご負担願います。

(一社)福島県建築士事務所協会からのお知らせ

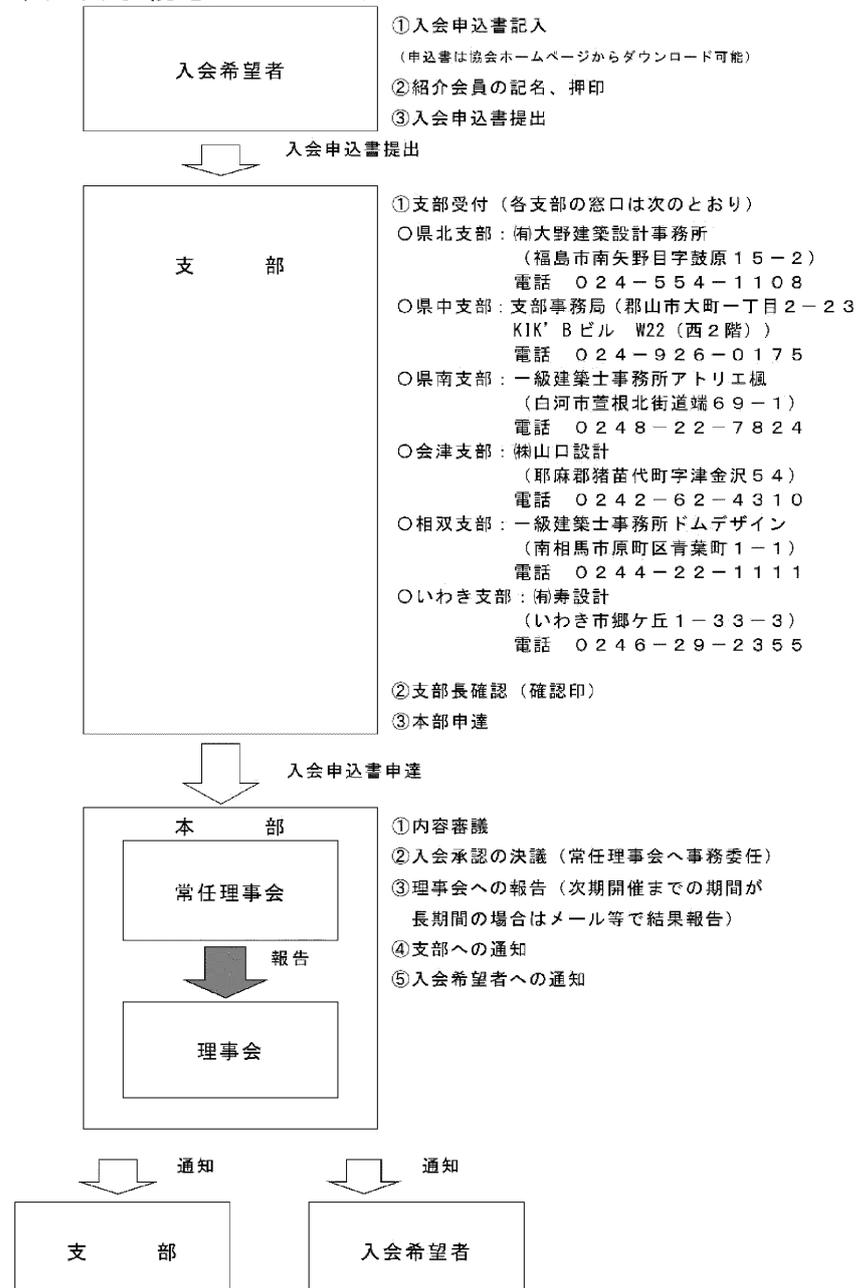
入会しませんか

平成20年11月の改正建築士法の施行により、建築設計・工事監理業務の重要性和消費者保護の観点から、団体による自立的監督体制を確立するため、全国の建築士事務所協会及び日本建築士事務所協会連合会が法定団体として位置付けられ、建築主からの苦情解決や開設者に対する指導・勧告及び研修を行うことになりました。

これら法改正の趣旨を踏まえて、さらに、業務の適正な運営と健全な発展及び建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与できるよう、県民から信頼される活動を積極的に展開して参りたいと考えております。

皆様には、当協会の趣旨と活動をご理解の上、ご入会いただきますようご案内申し上げます。問い合わせは協会事務局までご連絡ください。(TEL 024-521-4033)

◇入会手続きフローチャート



正会員入会申込書

令和 年 月 日

貴会の目的に賛同し、正会員として入会を申し込みます。
入会後は、建築事務所憲章(裏面)を遵守することを誓約いたします。

ふりがな
建築士事務所名

印

所在地

〒

電話

FAX

E-mail

最新事務所登録年月日 年 月 日 登録番号第 号

開設者	個人	ふりがな 氏名	生年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> なし	建築士登録・番号 年 月 日 (都道府県第 号)
	法人	ふりがな 名称			
		ふりがな 代表者	生年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> なし	建築士登録・番号 年 月 日 (都道府県第 号)
管理建築士		ふりがな 氏名	生年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造	建築士登録・番号 年 月 日 (都道府県第 号)
所員数	一級建築士 名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名		二級建築士 名 木造建築士 名 その他技術者 名		事務系所員 名 合計 名
業務種別	<input type="checkbox"/> 総合 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 積算 <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 監理 <input type="checkbox"/> 都市計画 <input type="checkbox"/> 適合証明技術者登録業務 <input type="checkbox"/> その他 ()				
建築種別	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 ()				

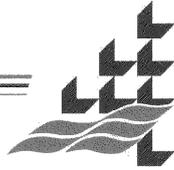
※本会は建築士事務所の開設者が正会員となります。法人の場合、開設者にかわって正会員資格を行使される方(専任者)1名を定めることもできます。開設者(法人の場合は代表者・専任者を定められた場合は専任者)の方は下欄に御記入下さい。

開設者又は専任者氏名 (法人の場合は代表者、専任者を定めた場合は専任者)	男 女	生年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> なし	建築士登録・番号 年 月 日 (都道府県第 号)
自宅	〒			
	電話			
学歴	最終卒校		学部	
	卒業年度 昭和・平成 年			
専任者の場合は事務所の役職名				
所属団体	<input type="checkbox"/> 福島県建築士会 <input type="checkbox"/> 日本建築家協会 <input type="checkbox"/> 日本建築学会 <input type="checkbox"/> 日本建築構造技術者協会 <input type="checkbox"/> 福島県設備設計事務所協会 <input type="checkbox"/> その他 ()			
紹介者	(住所、事務所名、役職名、氏名)			

印

※以下は支部および事務局で記入します。

支部受付	年 月 日	事務局	理事会	入会日	会員番号
	支部				
	支部長	印		年 月 日	



建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 一 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。
- 一 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽します。
- 一 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 一 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって職務を全うします。

平成20年5月

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人 福島県建築士事務所協会

賛助会員入会申込書

令和 年 月 日

私は、一般社団法人福島県建築士事務所協会の目的に賛同し、賛助会員として入会を申し込みます。

ふりがな 名 称			
ふりがな 代表者名	印		
所 在 地	郵便番号		
	住 所		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
ふりがな 担 当 者		部 署 役職名	
創立年月日			
資 本 金			
主取引銀行			
営業種目			
業 種 (該当番号○印)	1. 建築関連事務所 2. 建設業 3. 建築設備業 4. 建築材料業 5. 図書出版業 6. その他 ()		
加入建築 関係団体	<input type="checkbox"/> 福島県建築士会 <input type="checkbox"/> 日本建築家協会 <input type="checkbox"/> 日本建築学会 <input type="checkbox"/> その他 ()		
紹介会員	住 所		
	事務所名		
	氏 名	印	
備 考			

※以下は支部及び事務局で記入します。

支部 受付	年 月 日	事務局	理事会	入会日	会員番号
	支部				
	支部長 印				